

平成14年4月	1日	厚生労働大臣決定
平成15年4月	1日	改正
平成16年4月	1日	改正
平成17年4月	1日	改正
平成18年3月31日		改正

厚生労働省における政策評価に関する基本計画

1 基本的な考え方

平成13年1月に実施された中央省庁等改革において、行政の活動を評価するシステムの一環として新たに政策評価制度を導入することとされ、平成14年4月から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）に基づく政策評価を実施することとなった。

厚生労働行政は、保健・医療、社会福祉、所得保障、労働といった国民生活に直結する分野であり、人の生涯にわたり、家庭、職場、地域などあらゆる場所において、国民生活の安定と向上を図ることを目的としている。

このような厚生労働行政に係る政策を評価し、その評価結果を政策に適切に反映することを通じて、国民の視点に立った政策運営やサービスの提供に努め、国民生活の一層の向上を図っていくことが重要である。

そのため、厚生労働省においては、以下に掲げる事項を目的として、厚生労働行政全般を対象とした政策評価を実施することとする。

- ① 国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること。
- ② 国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること。
- ③ 国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ること。
- ④ 厚生労働省の総合的・戦略的政策展開を推進すること。

本計画は、以上のような基本的な考え方に立ち、法第6条第1項に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。平成17年12月16日改定。以下「政策評価基本方針」という。）を踏まえて、厚生労働省が実施する政策評価について、その評価の観点、政策効果の把握の手法、事前評価及び事後評価の対象とする政策など評価の実施に関する基本的事項を明らかにするものである。

また、評価に当たっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）、「規制改革推進3か年計画（改定）」（平成14年3月29日閣議決定）ほか規制改革・民間開

放に関連する累次の閣議決定、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等の内閣の基本方針を踏まえて実施するものとする。

なお、本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、政策評価基本方針の変更、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

2 計画期間

本計画の対象期間は、平成14年度から平成18年度までの5年間とする。

3 政策評価の実施に関する方針

厚生労働省においては、政策の質の向上、政策形成能力の向上や職員の意識改革等を図るため、政策評価を、新たな政策の導入、既存の政策の見直し・改善及び実施などの行政活動の中に明確に組み込み、実施するものとする。

また、政策評価を効果的・効率的に実施するため、政策の目的とその手段の関係を明確にするとともに、評価の対象を重点化し、対象とする政策の特性や評価の目的等に応じて、事業評価方式、実績評価方式又は総合評価方式を適切に選択して実施するものとする。

なお、評価に当たっては、政策効果の発現の時期や政策効果の把握に要するコストなどを勘案し、政策評価を実施する時期や把握する政策効果の範囲などについて適切に判断して行うものとする。

4 政策評価の観点に関する事項

政策評価の観点としては、必要性、効率性及び有効性の観点を基本としつつ、評価の対象とする政策の特性等に応じて公平性、優先性等の観点をを用いるなど、総合的に評価することとする。

また、評価に当たっては、政策評価の方式や評価の対象とする政策の特性等に応じて、政策評価の観点を具体的に設定することにより、実効性の高い評価を行うものとする。

(1) 「必要性」の観点

イ 政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当か、また、上位の目的に照らして妥当か。

ロ 行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか。

(2) 「効率性」の観点

イ 投入された資源量に見合った結果が得られるか、又は実際に得られているか。

ロ 必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか。

ハ 同一の資源量でより大きな効果が得られるものが他にないか。

(3) 「有効性」の観点

政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか。

(4) 「公平性」の観点

政策の目的に照らして、政策の効果の受益や費用の負担が公平に分配されるか、又は実際に分配されているか。

(5) 「優先性」の観点

他の政策よりも優先的に実施すべきか。

5 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握については、それに要するコスト、得られる結果の分析精度、評価を実施する職員の能力等を考慮しつつ、政策の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うこととする。

また、政策効果を定量的に把握することが困難である場合、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合には、できる限り客観的な情報・データや事実を用いつつ、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。

特に、厚生労働行政においては、社会のセーフティネットとして機能している政策も多く、政策効果の把握に関する手法が確立されていない分野も存在することから、具体的に数値等で把握しにくい効果も十分に勘案しながら適正な評価に努めるものとする。

なお、政策評価の実施に当たり、評価の対象となる政策に基づく具体的活動の実施主体が厚生労働省以外であり、政策効果の把握のために、当該実施主体における活動に関する情報等が必要となる場合にあっては、事前に当該実施主体に対して把握しようとする政策効果やそのために必要となる情報、政策効果の把握の方法等について具体的に示すことなどにより、できる限りその理解と協力を得るように努めるものとする。

6 事前評価の実施に関する事項

(1) 事前評価の対象とする政策

イ 法第9条に規定する政策

(イ) 個々の研究開発（人文科学のみに係るものを除く。（ロ）において同じ。）

であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策

(ロ) 個々の研究開発であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

(ハ) 公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業（施設の維持又は修繕に係る事業を除く。（ニ）において単に「個々の公共的な建設の事業」という。）であって10億円以上の費用を要するこ

とが見込まれるものの実施を目的とする政策

- (ニ) 個々の公共的な建設の事業であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策
- (ホ) 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力（条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設（船舶を含む。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。）を目的として行われるものに限る。）であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるもの及び有償の資金供与による協力（資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているもの）であって、国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第23条第2項第1号の規定に基づき外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る。）であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策
- ロ イの政策以外の政策のうち、厚生労働省として事前評価を実施する政策
 - (イ) 予算要求又は財政投融资資金要求（以下「予算要求等」という。）を伴う新たな政策（ハに掲げるものを除く。）であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの。ただし、以下の①、②又は③の要件に該当する政策を除く。
 - ① 政策の決定を伴わないもの
 - ② 政策効果の把握の手法等の段階的な研究・開発が必要なもの
 - ③ 補償的な費用であり、効率性、有効性などの政策評価の観点になじまないもの
 - (ロ) 規制の新設等を目的とする政策
 - (ハ) 大綱的指針に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発

（2）事前評価の方式

事前評価は、事業評価方式を基本とする。

（3）事前評価の手順

イ 事前評価の対象とする政策（（1）イ（ハ）及び（ホ）並びにロ（イ））

- (イ) 事前評価の対象とする政策の担当部局等（政策を所管する部局及び大臣官房の各課をいう。以下同じ。）は、当該政策に関係する部局と調整の上で評価を実施し、その評価結果を評価書等（法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）として取りまとめ、査定前の適切な時期に査定課（予算要求等を伴う政策については大臣官房会計課、規制の新設等については政策統括官付参事官室をいう。以下同じ。）及び政策評価官室（政策統括官付政策評価官室をいう。以下同じ。）に提出する。

- (ロ) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定を行い、予算要求等に反映させる。
 - (ハ) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、予算要求等に関するものについては厚生労働省予算概算要求にあわせて速やかに公表する。
- ロ 研究開発 ((1) イ(イ)及び(ロ)並びに(ハ))
- (イ) 研究開発に関する担当部局等は、当該研究開発に係る部局と調整の上で評価を実施し、その評価結果を評価書等として取りまとめ、研究資金制度所管課に提出する。研究資金制度所管課は、これを取りまとめ、所要の手続きの後、担当部局等と調整し必要な修正の上、査定前の適切な時期に査定課及び政策評価官室に提出する。
 - (ロ) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定を行い、予算要求等に反映させる。
 - (ハ) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、予算要求等に関するものについては厚生労働省予算概算要求にあわせて速やかに公表する。
- ハ 公共事業 ((1) イ(ニ))
- (イ) (1) イ(ニ)の政策の担当部局等は、市町村等が公共事業に対する国庫補助金（以下「補助金」という。）の申請に当たり提出する事業計画書及び当該公共事業に関して自ら実施する費用対効果分析の結果を踏まえ、評価対象事業の必要性、効率性及び有効性等の観点から評価を実施し、その評価結果を評価書等として取りまとめ、政策評価官室に提出する。
 - (ロ) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行う。
 - (ハ) 担当部局等は、政策評価官室による技術的助言等を踏まえ、補助金の対象事業としての採否の決定に活用するとともに、所定の手続きを経た上で速やかに公表し、政策評価官室に通知する。
- ニ 規制の新設等を目的とする政策 ((1) ロ(ロ))
- (イ) 規制の新設等を図ろうとする担当部局等は、当該規制について、イに準じて評価を実施し、その評価結果を評価書等として取りまとめ、審査前の適切な時期に査定課及び政策評価官室に提出する。なお、規制の新設等を目的とする政策の評価については、その評価手法が開発され次第実施するものとする。
 - (ロ) 査定課は、提出された評価書等を参考に審査を行い、規制の新設等に反映させる。
 - (ハ) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の審査を経て、担当部局等による修正を加え

た評価書等を当該規制に関する法律案の確定にあわせて取りまとめ、当該規制に関する法律案の国会提出にあわせて速やかに公表する。

(4) 事前評価の評価結果の検証

事前評価の対象とした政策については、政策効果の把握の手法等の研究・開発を積極的に進めるために、評価書等に当該政策の目標の達成状況を示す評価指標と政策効果の発現時期を示し、その評価指標のモニタリング結果と政策効果の発現時期を参考にすることなどにより、必要に応じて、又は事前評価の実施後、一定期間が経過したときに、事前評価の評価結果を重点的に検証することとする。

7 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

(1) 事後評価の対象とする政策

イ 政策体系に基づき対象とする政策

事後評価の対象とする政策は、以下のロからトに掲げるものを除き、厚生労働行政全般について、次のとおり定める。

(イ) 政策体系等の設定

厚生労働行政全般について、別紙の政策体系（厚生労働行政の基本目標、基本目標を達成するための施策目標、実績目標及び評価指標を設定したものをいう。以下同じ。）及び評価予定表（(ロ)①又は②及び(2)を踏まえ、政策体系の施策目標ごとに事後評価を実施する概ねの時期及び方式を示したものをいう。以下同じ。）を定める。

また、担当部局等は、各年度の終了時における事後評価の評価結果等を踏まえ、必要に応じて政策体系及び評価予定表の見直しを行う。この場合において、達成すべき目標については、評価の対象となる政策の性質等に応じ、さらに客観的に達成度を測定できるようなものとなるよう努める。

(ロ) 事後評価の対象とする政策の決定

政策体系に基づき事後評価の対象とする政策の評価は、評価予定表を基礎として以下の場合に実施することとし、毎年度実施計画（法第7条第1項に基づき定める事後評価の実施に関する計画をいう。以下同じ。）において具体的に定める。

- ① 政策体系の施策目標について、政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合
- ② 政策体系の施策目標について、各行政分野における計画等の改定や法律改正など主要な制度の変更を行う場合
- ③ 政策体系の施策目標について、当該施策目標の評価指標のモニタリング結果の値や推移等により必要が生じた場合

ロ 大綱的指針に基づき事後評価の対象とすることとされた研究開発

- ハ 個々の公共事業であって、別途要領（「水道施設整備事業の評価実施要領」（平成16年7月12日厚生労働省健康局長通知）をいう。以下同じ。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
- ニ 事前評価を実施した政策について、事前評価の実施後、一定期間が経過したもの
- ホ 事前評価を実施した政策について、事前評価の際に設定した評価指標のモニタリングの値や推移等を参考にして必要が生じたもの
- ヘ 法第7条第2項第2号に規定する政策
- ト その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの

（2）事後評価の方法

事後評価は、（1）イ（ロ）①の場合については実績評価又は総合評価方式、同②の場合については総合評価方式、同③、（1）へ及びトの場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式、（1）ロ、ハ、ニ及びホの場合については事業評価方式を基本とし、事後評価の対象となる政策の特性に応じて評価の方式を選択するものとする。

（3）事後評価の手順

イ （1）イに掲げた政策

(イ) 厚生労働行政全般の実績を明らかにするため、政策体系の施策目標の担当部局等は、毎年度当該施策目標の評価指標をモニタリングし、その結果について、査定前の適切な時期に査定課及び政策評価官室に提出する。政策評価官室はそれを取りまとめ、速やかに公表する。

(ロ) （1）イ（ロ）①又は③により事後評価を実施することとなった政策の担当部局等は(イ)にあわせて、（1）イ（ロ）②により事後評価を実施することとなった政策の担当部局等は実施計画等において別途定める時期に、当該政策に係る部局と調整の上で評価を実施し、その評価結果を評価書等として取りまとめ、（1）イ（ロ）①又は③により事後評価を実施することとなった政策に関するものについては査定前の適切な時期に査定課及び政策評価官室に、（1）イ（ロ）②により事後評価を実施することとなった政策に関するものについては適切な時期に政策評価官室に提出する。

(ハ) 査定課は、提出されたモニタリング結果及び評価書等を参考に査定を行い、予算要求等に反映させる。

(ニ) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、速やかに公表する。

ロ （1）ハに掲げた政策

(イ) （1）ハの政策の担当部局等は、市町村等が（1）ハの別途要領により評価した公共事業の評価結果を踏まえ、評価対象事業の必要性、効率

性及び有効性等の観点から評価を実施し、その評価結果を評価書として取りまとめ、政策評価官室に提出する。

- (ロ) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行う。
 - (ハ) 担当部局等は、政策評価官室による技術的助言等を踏まえ、補助金の対象事業としての採否の決定に活用するとともに、所要の手続きを経た上で速やかに公表し、政策評価官室に通知する。
- ハ (1) ロ、ニ、ホ、へ及びトに掲げた政策
- (イ) (1) ロ、ニ、ホ、へ及びトに掲げた政策について事後評価を実施することとなった担当部局等は実施計画において別途定める時期に、当該政策に係る部局と調整の上で評価を実施し、その評価結果を評価書等として取りまとめ、政策評価官室に提出する。
 - (ロ) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行い、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、速やかに公表する。

(4) 社会保険庁の実績評価

社会保険庁については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号。以下（4）において「基本法」という。）第16条第6項の規定に基づく厚生労働省の実施庁として、同項に規定する実施庁が達成すべき目標（以下（4）において「目標」という。）の設定及び目標に対する実績の評価（以下（4）において「実績評価」という。）について、以下のとおり実施するものとする。

なお、目標の設定及び実績評価の実施に当たっては、学識経験を有する第三者の知見の活用に努めるものとする。

イ 目標の設定及び公表

政策評価官室及び関係部局（基本法第16条第6項に規定する実施庁の長にその権限が委任された事務に係る政策の企画立案を担う部局をいう。以下（4）において同じ。）は、「社会保険庁の事務の実施基準及び準則」（平成13年3月30日厚生労働事務次官依命通達）に定める事務について、各年度の目標を前年度中に設定し、その結果を厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知するとともに、速やかに公表する。その際、政策評価官室は、目標の取りまとめ及び社会保険庁長官への通知並びに公表に係る事務を担う。

ロ 実績評価の実施及び公表

政策評価官室及び関係部局は、実施計画において別途定める時期に、目標の達成状況について社会保険庁から報告を受け、その報告をもとに実績評価を実施し、その結果を実績評価書として厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知するとともに、速やかに公表する。その際、政策評価官室は、当該実績評価書の取りまとめ及び社会保険庁長官への通知並びに公表に係

る事務を担う。

また、政策評価官室及び関係部局は、評価結果を次年度の目標の設定に反映させるとともに、関係部局は、評価結果を政策の企画立案に活用することとする。

8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価の実施に当たって高度の専門性や実践的な知見が必要な場合、客観性の確保や多様な意見の反映が強く求められる場合等にあつては、以下のような方法により、学識経験を有する者の知見の活用を積極的に図るとともに、その活用の状況等を評価書に明記するよう努めることとする。

- ① 学識経験者等からの個別の意見聴取
- ② 学識経験者等により構成される検討会、研究会等の開催
- ③ 既存の審議会の活用
- ④ 外部研究機関等の活用

特に、厚生労働省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、第三者からなる政策評価に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置し、以下のような事項について、有識者会議の意見等を聴くこととする。

- イ 基本計画の策定又は変更
- ロ その他政策評価に関する基本的事項の変更等

9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

厚生労働省においては、以下の事項を実施することにより、政策評価の結果の政策への反映を確保することとする。

- イ 担当部局等は、評価結果を的確な政策の採択やその実施の可否の検討並びに既存の法令や事業の改廃を含めた政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報として活用すること。
- ロ 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を政策の採択等の情報として活用すること。
- ハ 担当部局等は、毎年度一回、評価結果の政策への反映状況について、政策評価官室に報告し、政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、速やかに公表すること。

10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公開に関する事項

本計画、実施計画、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況については、それぞれの公表時に厚生労働省ホームページへの掲載や文書公開窓口への備付けなどの方法により、公表するものとする。

また、厚生労働省ホームページ等において、政策評価に関する外部からの意見等を広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局

等と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。

なお、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）の考え方に基づき適切に対応するものとする。

1 1 政策評価の実施体制に関する事項

(1) 政策評価の担当組織

個別の政策の担当部局等、査定課及び政策評価官室が、次のような役割分担の下、互いに協力、牽制及び補完をしつつ、政策評価を実施するものとする。

イ 担当部局等は、自ら又は第三者の活用により、その担当する政策について評価を実施する。また、政策評価の実施により得た政策効果の把握に関する手法等に係る知識や経験を蓄積し、活用する。

ロ 査定課は、提出された評価書等を参考に査定又は審査を行い、予算要求等及び規制の新設に適切に反映する。

ハ 政策評価官室は、以下のような事務を行う。

- ① 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画などの政策評価に関する基本的事項の企画・立案
- ② 厚生労働省における基本計画、実施計画、政策体系の評価指標のモニタリング結果、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況の取りまとめ並びに公表
- ③ 評価手法の調査研究の推進
- ④ 政策評価を担当する職員の技能向上の推進
- ⑤ 政策評価に関する情報提供及び助言等を通じた関係部局への支援
- ⑥ 有識者会議に関する庶務

(2) 政策評価の実施に関する関係課長会議

厚生労働省内に「政策評価の実施に関する関係課長会議」を設け、厚生労働省の政策評価の実施・運営に関する基本的事項について審議、情報交換等を行い、総合的観点から調整する。

(3) 政策評価に関する有識者会議

厚生労働省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、第三者からなる有識者会議を設け、政策評価制度に関する基本的事項や具体的な評価方法等について意見等を聴取する。

1 2 その他政策評価の実施に関し必要な事項

(1) 政策評価の継続的改善

政策評価官室は、担当部局等が蓄積した政策評価に関する知識や経験、他府省、地方公共団体及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策評価制度全般の改善・充実を図るとともに、担当部局等に対して情報提供を行うこととする。また、担当部局等は、提供された情報や蓄積した知識や経験を踏まえ、政策評価の実施の改善・充実を図っていくこととする。

政策効果の把握に関する手法については、個々の手法についての特性を十分に検証し、知識や経験を蓄積していくとともに、新たな手法の開発や詳細な分析を行うために必要な情報・データの収集に努め、段階的に評価の質の向上を図るものとする。特に、事前評価については、必要に応じて、又は事前評価の実施後、一定期間が経過したときに、事前評価の評価結果を重点的に検証することにより、政策効果の把握の手法等の研究・開発を積極的に進めることとする。

また、規制の新設等を目的とする政策の評価については、その評価手法の開発に資するため、規制影響分析の試行的な実施に一層積極的に取り組むものとする。

(2) 職員の人材の確保及び資質の向上

政策評価官室は、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に提供するとともに、政策評価に関する研修の機会を設けるなど、職員の資質の向上を図るものとする。また、職員の人材の確保については、政策評価に必要な専門的・実務的な知識を得るため、積極的に省内外の人材を活用することとする。

政策体系及び評価予定表

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3) 実績目標は、施策目標の達成度を評価するために、具体的な施策や事務事業について、①定量的に実績の測定が可能なものは定量的目標、②定量的な実績の測定が困難なものは定性的目標を掲げたものである。
- (4) 評価指標は、実績目標の達成状況を測定するために、①実績目標を達成するために実施している施策等に関する定量的な指標、②定量的な指標を設定することが困難な場合には参考となりうる関連指標を掲げたものである。
- (5) 評価予定表は、それぞれの施策目標について、本計画の計画期間内の政策評価の概ねの実施時期を示したものである。なお、計画期間内のそれぞれの年度において政策評価を実施する施策目標については、その都度実施計画においてこれを定める。
- (6) 評価に当たっては、各施策目標について、実績目標の達成状況をもとに、社会経済情勢の変化等の外的要因の影響などを考慮した上で、必要に応じて定性的な観点を加え、総合的に評価することとする。
- (7) なお、今後、具体的に評価を実施する中で、施策目標の各々の特性を十分に検証し、その評価手法について、知識・経験を蓄積するとともに、新たな手法の開発や必要な情報・データの収集など、実績目標、評価指標の改善に努めるものとする。

政策体系及び評価予定表の見方

施策目標について、実績目標の達成状況の測定を中心とした実績評価、又は制度等の見直し(実績目標の達成状況を含む。)を行う総合評価を実施

施策目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること

5-I 結核等感染症の発生・まん延の防止を図ること

<実績目標>

・結核・感染症対策の充実を図ること

【評価指標：20歳から29歳までの新結核登録患者数、感染症発生動向調査による国から保健所へ感染症発生情報を提供できるまでの時間、細菌性赤痢の年間報告数、腸管出血性大腸菌（O157等）の年間報告数、特定感染症指定医療機関数、第一種感染症指定医療機関数、第二種感染症指定医療機関数】

・若年層の性感染症対策を図ること

【評価指標：淋菌感染症報告数、性器クラミジア報告数、性器ヘルペス報告数、尖形コンジローム報告数、梅毒報告数】

・法に基づく予防接種の実施を推進すること

【評価指標：ジフテリア報告数・死亡数、百日せき報告数・死亡数、急性灰白髄炎報告数・死亡数、麻しん報告数・死亡数、風しん報告数・死亡数、日本脳炎報告数・死亡数、破傷風報告数・死亡数、インフルエンザ報告数・死亡数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	モニ 15 総合 -15	モニ 16	実績 17	・H16の総合評価は、DOTS対策関連を中心に、一連のものとして実施。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・感染症予防法（平成10年法律第114号）附則第2条の規定（H16目処見直し） ・性感染症に関する特定感染症予防指針（少なくとも5年ごとに見直し）					

平成14年度は、平成13年度までの実績について実績評価を実施

平成15年度は、平成14年度の評価指標の数値についてモニタリングを実施

平成16年度は、感染症予防法附則第2条の規定に基づく見直しの際に総合評価を実施

(基本目標)

- 1 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
- 2 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
- 3 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
- 4 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
- 5 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境を整備すること
- 6 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
- 7 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
- 8 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- 9 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- 10 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
- 11 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
- 12 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

基本目標 1 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること

1-I 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること

＜実績目標＞

- ・医療計画に基づき医療機関を整備すること

【評価指標：病床不足地域の数】

- ・へき地保健医療対策を推進すること

【評価指標：無医地区の数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	総合 モニ 16	総合 モニ 17	<ul style="list-style-type: none"> ・H17の総合評価は、医療法の一部見直しに向けた検討の際に実施する。 ・H18の総合評価は、医療法の一部見直しのフォローアップとして実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1-II 医療機関の機能分化と連携を促進し、医療資源の効率的な活用を図ること

＜実績目標＞

- ・患者の病態に応じた適正な病床区分を推進すること

【評価指標：病床区分ごとの病床数、一般病床（旧その他の病床から療養型病床群を引いた数を含む）、療養病床（療養型病床群含む）】

- ・医療機関相互の連携を促進し、地域医療支援病院の数が前年度を上回るものとする

【評価指標：地域医療支援病院の数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	総合 モニ 16	総合 モニ 17	<ul style="list-style-type: none"> ・H17の総合評価は、医療法の一部見直しに向けた検討の際に実施する。 ・H18の総合評価は、医療法の一部見直しのフォローアップとして実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1-III 救急・災害医療体制の整備を図ること

<実績目標>

- ・救命救急センターの整備、小児救急医療の充実、ドクターヘリの普及を図ること

【評価指標：救命救急センターの数、小児救急医療支援事業実施数（地区数）、小児救急医療拠点病院数（箇所）、ドクターヘリ事業実施件数】

- ・災害拠点病院の整備、広域災害・救急情報システムの整備を図ること

【評価指標：災害拠点病院の数、広域災害・救急医療情報システムの整備】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	総合 モニ 16	総合 モニ 17	・H17の総合評価は、医療法の一部見直しに向けた検討の際に実施する。 ・H18の総合評価は、医療法の一部見直しのフォローアップとして実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1-IV 医療の質を向上させるために医療法に基づく基準を遵守させること

<実績目標>

- ・特定機能病院等への立入検査を徹底すること

【評価指標：立入検査件数、結果（遵守率）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

2-I 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること

<実績目標>

- ・今後の医療需要に見合った医療従事者を養成すること

【評価指標：就業者数（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師・准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技師、救急救命士）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	総合 モニ 16	総合 モニ 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					<ul style="list-style-type: none"> ・ H17の総合評価は、医療法の一部見直しに向けた検討の際に実施する。 ・ H18の総合評価は、医療法の一部見直しのフォローアップとして実施する。

2-II 医療従事者の資質の向上を図ること

<実績目標>

- ・ 医師、歯科医師の臨床研修の履修促進と内容充実を図ること

【評価指標：医師、歯科医師の臨床研修の履修率】

- ・ 医療従事者に対する研修等を充実すること

【評価指標：看護職員に対する研修会等の実施回数、診療放射線技師実習指導者に対する講習会修了者数、臨床検査技師実習指導者に対する講習会修了者数、視能訓練士実習指導者に対する講習会修了者数、歯科技工士実習指導者に対する講習会修了者数、理学療法士・作業療法士養成所の職員等に対する講習会修了者数】

- ・ 薬剤師の資質の向上を図ること

【評価指標：薬剤師実務研修修了者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	総合 モニ 16	総合 モニ 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					<ul style="list-style-type: none"> ・ H17の総合評価は、医療法の一部見直しに向けた検討の際に実施する。 ・ H18の総合評価は、医療法の一部見直しのフォローアップして実施する。

施策目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

3-I 利用者の視点に立った、効率的で質の高い医療サービスを実現するため、情報提供体制を推進すること

<実績目標>

- ・ カルテ開示を推進すること

【評価指標：患者に対して診療情報を提供している病院の割合】

- ・ 医療機能評価を推進すること

【評価指標：財団法人日本医療機能評価機構による医療機能評価の認定数】

- ・根拠に基づく医療（EBM）を推進すること

【評価指標：診療ガイドラインが完成している疾患数】

- ・医療のIT化を推進すること

【評価指標：病院内情報システム（電子カルテ、オーダーリングシステム）の普及率】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	総合 モニ 16	総合 モニ 17	<ul style="list-style-type: none"> ・H17の総合評価は、医療法の一部見直しに向けた検討の際に実施する。 ・H18の総合評価は、医療法の一部見直しのフォローアップとして実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

3-II 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること

＜実績目標＞

- ・医療事故防止に関する医療機関等の自主的な取組を支援し、医療安全センターの設置数について前年度を上回るものとする

【評価指標：医療安全支援センターの設置状況、医療安全対策ネットワーク整備事業によるヒヤリ・ハット事例収集件数、医療安全に関するワークショップの受講者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	総合 モニ 16	総合 モニ 17	<ul style="list-style-type: none"> ・H17の総合評価は、医療法の一部見直しに向けた検討の際に実施する。 ・H18の総合評価は、医療法の一部見直しのフォローアップとして実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標4 広域を対象とした高度先駆的な医療や結核・難病などの専門的医療等（政策医療）を推進すること

4-I 政策医療を着実に実施すること

＜実績目標＞

- ・政策医療の実施体制の整備を図ること

【評価指標：地域の医療従事者を対象とした研修会等の受入数、研究論文数、政策医療に係る研究機能（臨床研究センター、臨床研究部の数等）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

4-II 経営基盤の安定化を図ること

<実績目標>

・経営の改善を行うこと

【評価指標：経常収支率（施策目標4-I、IIIの「政策医療を着実に実施すること」「医療資源の集中・集約を図ること」の状況を踏まえて評価）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	—	—	
13	14	15			
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

4-III 医療資源の集中・集約（再編成）を図ること

<実績目標>

・行政改革大綱（平成12年12月閣議決定）に基づき、昭和61年再編成計画に掲げる32施設及び平成11年見直し計画に掲げる13施設の国立病院・療養所の再編成を実施すること

【評価指標：再編成実施施設数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	—	—	
13	14	15			
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> 行政改革大綱（平成12年12月閣議決定） 昭和61年再編成計画及び平成11年見直し計画 					

施策目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な

医療等を確保すること

5-I 結核等感染症の発生・まん延の防止を図ること

＜実績目標＞

- ・結核・感染症対策の充実を図ること

【評価指標：20歳から29歳までの新結核登録患者数、感染症発生動向調査による国から保健所へ感染症発生情報を提供できるまでの時間、細菌性赤痢の年間報告数、腸管出血性大腸菌（O157等）の年間報告数、特定感染症指定医療機関数、第一種感染症指定医療機関数、第二種感染症指定医療機関数】

- ・若年層の性感染症対策を図ること

【評価指標：淋菌感染症報告数、性器クラミジア報告数、性器ヘルペス報告数、尖形コンジローム報告数、梅毒報告数】

- ・法に基づく予防接種の実施を推進すること

【評価指標：ジフテリア報告数・死亡数、百日せき報告数・死亡数、急性灰白髄炎報告数・死亡数、麻しん報告数・死亡数、風しん報告数・死亡数、日本脳炎報告数・死亡数、破傷風報告数・死亡数、インフルエンザ報告数・死亡数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	モニ 15 総合 -15	モニ 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防法（平成10年法律第114号）附則第2条の規定（H16目処見直し） ・性感染症に関する特定感染症予防指針（少なくとも5年ごとに見直し） 					

5-II 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実すること

＜実績目標＞

- ・医療の受診機会を増加させること

【評価指標：都道府県の難病医療拠点病院・協力病院数】

- ・難病に係る情報を広く国民に提供するべく、難病情報センターへのアクセス件数について前年度を上回るものとする

【評価指標：難病情報センターのアクセス件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	

実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17
当該政策の見直しに関する法令条項、計画				

5-III ハンセン病対策の充実を図ること

<実績目標>

- ・補償金支給事務の迅速な実施を図ること

【評価指標：支給件数、平均処理日数】

- ・ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図ること

【評価指標：普及啓発パンフレットの配布件数、ハンセン病資料館の入館者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

5-IV エイズの発生・まん延の防止を図ること

<実績目標>

- ・HIV 感染者・患者報告数の拡大防止に向け、国民が HIV・エイズに対する正しい知識を得、適切な予防行動を取ることが可能となるようにすること

【評価指標：HIV 抗体検査件数、API ネット（エイズ予防情報ネット）へのアクセス件数、保健所におけるエイズ相談受付件数（エイズ発生動向調査における報告数（HIV 感染者数、エイズ患者報告数））】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

5-V 適正な臓器移植の推進等を図ること

<実績目標>

・臓器移植法に基づく適正な臓器移植の普及啓発を図ること

【評価指標：臓器提供意思表示カード・シールの配布枚数（カード、保険証用シール、運転免許証用シール）、心臓移植実施件数、肺移植実施件数、肝臓移植実施件数、腎臓移植実施件数、膵臓移植実施件数、小腸移植実施件数、角膜移植実施件数】

・造血細胞移植の普及啓発を図ること

【評価指標：骨髄提供希望登録者数、うち新規登録者数、骨髄移植実施件数、保存さい帯血公開個数、さい帯血移植実施件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

5-VI 原子爆弾被爆者等を援護すること

<実績目標>

・迅速に原爆症の認定を図ること

【評価指標：認定処理件数（処理期間）】

・被爆者の健康の保持・増進を図ること

【評価指標：被爆者健康診断受診率】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること

6-I 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器の迅速な承認手続を進めること

<実績目標>

・新医薬品・医療機器の優先審査を進めること

【評価指標：優先審査承認品目の割合】

・標準的事務処理期間内に処理すること

【評価指標：申請件数と処理件数、標準事務処理期間】

・リスクの低いものについて策定する第三者認証基準について、その総数が

前年度を上回るものとする

【評価指標：第三者認証基準総数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

6-Ⅱ 医薬品・医療機器の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の情報提供に努めること

＜実績目標＞

- ・ 製造所、薬局等への立入検査を徹底すること
【評価指標：立入検査件数、指導等件数】
- ・ 不良品の回収を徹底すること
【評価指標：自主回収の件数】
- ・ 医薬品の安全性に関する情報を充実させ、医薬品情報提供ホームページへのアクセス数を前年度より増加させること
【評価指標：医薬品情報提供ホームページへのアクセス数、医薬品の使用上の注意の改訂件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

6-Ⅲ 医薬分業を推進すること

＜実績目標＞

- ・ 地域単位での医薬分業を推進すること
【評価指標：地域ごとの分業計画整備率、地域別分業率】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	

当該政策の見直しに関する法令条項、計画	

6-IV 医薬品副作用被害救済制度の適正な管理を行うこと

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	—	—	・医薬品副作用被害救済制度については、平成16年4月から独立行政法人医薬品・医療機器総合機構に業務が移行するため、平成16年度以降の実績に関する評価は、当該法人の業務実績評価をもって代えるものとする。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標7 血液製剤の国内自給を推進するとともに、安全性の向上を図ること

7-I 血液製剤の国内自給の推進を図ること

<実績目標>

- 効果的な献血の普及を推進し、年次計画による原料血漿確保目標量を確保すること

【評価指標：原料血漿確保量、原料血漿確保目標量、献血者数、献血量】

- 輸血用血液製剤の国内自給を維持し、血漿分画製剤の国内自給を推進すること

【評価指標：輸血用血液製剤の国内自給率、アルブミン製剤の国内自給率、免疫グロブリン製剤国内自給率、血液凝固第Ⅷ因子製剤（血液由来）の国内自給率】

- 献血受入体制を整備すること

【評価指標：献血ルーム数、成分採血装置数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

7-II 血液製剤の使用適正化を推進すること

<実績目標>

- ・需給動向調査を実施すること

【評価指標：血液製剤使用量、全血製剤、赤血球製剤、血小板製剤、血漿製剤、アルブミン製剤、グロブリン製剤】

- ・使用指針等を策定すること

【評価指標：使用指針等策定の進捗状況】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

7-III 血液製剤の安全性の向上を図ること

<実績目標>

- ・採取したすべての血液について定められた各種抗体検査等を実施すること

【評価指標：検査項目数、検査実施率】

- ・複数回献血を推進すること

【評価指標：平均献血回数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めること

8-I 希少疾病ワクチン・抗毒素及びインフルエンザワクチンの安定供給を図ること

<実績目標>

- ・国家買上げ及び備蓄を実施すること

【評価指標：供給要請数と売払数】

- ・需給調査及び需要予測を行うこと

【評価指標：需要量と供給量】

- ・新型インフルエンザワクチン株（平成17年度末までに30株）の開発を行うこと

【評価指標：新型インフルエンザワクチン株（当面30株）の開発株数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を

図ること

9-I 医薬品・医療機器の製造業や販売業等の振興を図ること

<実績目標>

- ・質の高い医薬品・医療機器等の安定供給等を確保する観点から、医薬品・医療用具に関する事業者の振興を図ること

【評価指標：市場規模（医薬品、医療機器）、製造販売業者数（医薬品、医療機器）、卸売業者数（医薬品、医療機器）、新医薬品・医療機器の承認取得数（医薬品、医療機器）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

9-II 医薬品・医療機器の流通改善を図ること

<実績目標>

- ・取引慣行の改善による公正な競争を実現すること
- ・流通の効率化、合理化を促進すること

【評価指標：不公正な競争の事案数、平均の流通コスト等】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

9-III バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること

<実績目標>

- ・画期的な医薬品、医療機器等の開発の促進による治癒率の向上、患者のQOLの向上を図ること

【評価指標：新医薬品・医療機器の承認取得数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

9-IV 患者数が少なく、研究開発が進みにくい稀少疾病用新薬や成人に比較して適用薬剤が少ない小児・未熟児に適した剤型等の研究開発を推進すること

<実績目標>

- ・稀少疾病用医薬品を開発すること

【評価指標：稀少疾病用医薬品・医療機器の承認取得数】

- ・小児・未熟児用医薬品の承認取得を促進するとともに、新型剤型を開発すること

【評価指標：新医薬品承認数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標10 患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの提供を促進すること

10-I 患者の多様なニーズや医療機関経営上のニーズに対応した医療関連サービスの適切な提供を促進すること

<実績目標>

- ・多様なサービスを提供する事業者の医療関連サービス市場への参入促進を図ること

【評価指標：市場規模、業者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標 1.1 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

1.1-I 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

<実績目標>

- ・保険者の再編・統合や医療費の適正化を通じて、医療保険財政の安定を図ること

【評価指標：保険者協議会の設置状況、市町村国保の保険者数、赤字保険者数（健保組合）、（市町村国保）、財政窮迫健保組合の指定件数、国保安定化計画の指定市町村数、制度別収支状況（健保組合）（政府管掌健康保険）（市町村国保、赤字補填額を加味したもの）、（国民医療費のNI比、一人当たり保険料額（健保組合）、（政府管掌健康保険）、（市町村国保）、一人当たり給付費額（健保組合）、（政府管掌健康保険）、（市町村国保）】

- ・保険者の適用・徴収・給付事務を適正かつ効率的なものとする

【評価指標：保険料の徴収額（健保組合）、保険料の収納額（政管健保）、保険料（税）の収納額（市町村国保、国保組合）、保険料の徴収率（健保組合）、保険料の収納率（政管健保）、保険料（税）の収納率（市町村国保、国保組合）、滞納処分件数（市町村国保・国保組合）】

- ・保険者、被保険者及び被扶養者の資格、標準報酬等を適正に把握すること

【評価指標：資格関係事由によるレセプト返戻率】

- ・レセプト点検や医療費通知等を通じて、医療費の給付を適正に行うこと

【評価指標：医療費通知実施保険者数（健保組合）（市町村国保・国保組合）、レセプト点検実施保険者数（健保組合、市町村国保）、第三者求償件数等（市町村国保、国保組合）】

- ・審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること

【評価指標：電算処理されたレセプトの割合（支払基金審査分、医科）、電算処理されたレセプトの割合（国保連審査分、医科）、（社会保険診療報酬支払基金分）査定率（原審査、点数率）、査定後認容率（基金責任分、点数率）】

- ・保険医療機関等に対する適切な指導を行うこと

【評価指標：指導件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	総合 モニ 16	総合 モニ 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標 1.2 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場

などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

1.2-I 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること

＜実績目標＞

- ・保健所、市町村保健センター等の整備を通じた地域保健活動の基盤を整備すること

【評価指標：保健所・市町村保健センター設置数】

- ・地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ること

【評価指標：保健師未設置又は1人設置の市町村数、保健師中央研修受講者人数、保健所専門職人数】

- ・地域における健康危機管理体制の確保を図ること

【評価指標：健康危機管理保健所長研修受講者数、保健所長充足率、「地域における健康危機管理のための手引書】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1.2-II 国民の心身の健康の維持増進を図ること

＜実績目標＞

- ・2010年までに「健康日本21」に掲げた目標を達成すること

【評価指標：「健康日本21」に掲げた目標（9分野70項目）、健康づくり支援者養成数、地方計画策定実績数】

評価予定	備考

H14	H15	H16	H17	H18	<ul style="list-style-type: none"> ・H15、H16及びH18に実施するモニタリングは、地方計画策定実績数等について行う。
実績	モニ	モニ	実績	モニ	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> ・「健康日本21」に掲げた目標（9分野70項目）については、H17を目処に中間評価を行う。 					

12-III 医療保険者が行う健康管理事業を推進すること

<実績目標>

- ・医療保険者が保健福祉事業の一環として行う健康管理事業を効果的に推進すること

【評価指標：健康管理事業実施状況（健診実施件数（政府管掌健康保険）（市町村国保・国保組合）、事後指導実施件数等（政府管掌健康保険）、健康管理事業に要する費用（健保組合）（政府管掌健康保険）（市町村国保））】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	モニ	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					<ul style="list-style-type: none"> ・H19以降の実績評価については、医療費適正化計画の実績評価のサイクルと合わせて行う。

12-IV 労働者の健康の確保を図ること（基本目標3施策目標2を参照）

12-V 親子ともに健康な生活を確保すること（基本目標6施策目標7を参照）

12-VI 高齢者の健康づくりを推進すること（基本目標9施策目標3を参照）

施策目標13 健康危機管理を推進すること

13-I 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

<実績目標>

- ・危機管理に対応するための組織を整備すること

【評価指標：健康危機管理調整会議（幹事会）の定期開催（月2回）】

- ・健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応すること

【評価指標：健康危機管理調整会議（幹事会）の随時開催】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	

13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

基本目標 2 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策目標 1 食品の安全性を確保すること

1-I 食中毒等食品による衛生上の危害の発生を減らし、食品の安全性の確保を図ること

<実績目標>

- ・食中毒発生を減少させること

【評価指標：食中毒統計を基礎に施策に対応した健康危害発生数（食中毒統計による50名以上の食中毒事件数）】

- ・HACCPによる衛生管理を普及すること

【評価指標：業種毎の総合衛生管理製造過程承認取得率（乳・乳製品、食肉製品、魚肉練り製品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、清涼飲料水）】

- ・食品等の違反率を減少させること

【評価指標：食品の違反率】

- ・全頭検査などBSE対策を含め、と畜場における衛生対策を図ること

【評価指標：全頭検査の実施状況】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1-II 国民の健康を守るため、輸入食品の安全性の確保を図ること

<実績目標>

- ・モニタリング検査計画の達成

【評価指標：モニタリング検査計画に基づく「モニタリング検査」の達成率（%）】

- ・遺伝子組換え食品の安全性確保のため、平成21年度までに新たな国際的基準を策定すること

【評価指標：国際的基準策定の進捗状況】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1-III 食品添加物の規格基準や残留農薬基準の整備等を通じ、食品の安全性の確保を図ること

<実績目標>

- ・食品添加物中既存添加物の規格数を平成17年度までに総数120まで増加させること

【評価指標：既存添加物の規格数】

- ・暫定基準の設定及び残留基準が設定されていない農薬が残留する食品の流通等を原則禁止する制度（いわゆるポジティブリスト制）の導入

【評価指標：残留基準設定農薬、食品中に残留する農薬等の暫定基準案（第1次案、第2次案、最終案）（品目数）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	<ul style="list-style-type: none"> ・目標及び H18 以降の評価の予定については、H17 に行う実績評価の結果を踏まえた上で見直すものとする。 ・H15、H16 の評価は、残留農薬基準設定に関する実績目標を中心に実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> ・食品添加物の規格については、食品添加物の公定書の改訂とともに5年に一度見直すことが通例であり、次期見直しはH16が目処となる。 					

1-IV いわゆる健康食品等について、広告・表示の適正化を図り、適切な情報の下で消費者がこれを選択できるようにすること

<実績目標>

- ・いわゆる健康食品等の健康保持増進効果等について、著しく事実に相違する又は著しく人を誤認させるような表示を禁止することにより、表示・広告の適正化を図り、健康被害発生を未然に防止すること

【評価指標：健康増進法第32条の2（虚偽誇大広告）違反に対する勧告数、健康食品等に関する健康被害報告数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 13-14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標 2 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること

2-I 国民、特に青少年に対し、薬物乱用の危険性を啓発し、薬物乱用を未然に防止すること

＜実績目標＞

- ・薬物乱用防止キャラバンカーについて稼働実績が前年度を上回るものとし、また、その他、マス・メディア等を活用し、啓発を行うこと

【評価指標：薬物乱用経験者数・啓発資材の配布実績、薬物乱用防止キャラバンカーの稼働実績、学校等における薬物乱用防止教育への協力実績】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2-II 国内及び水際において、麻薬等の薬物事犯に対する取締りを徹底するとともに、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）対策を進めること

＜実績目標＞

- ・国内外の関係機関と協力し、不正な麻薬、覚せい剤等を押収すること

【評価指標：薬物事犯の検挙件数、人数、主な薬物の押収量（覚せい剤、大麻（乾燥大麻及び大麻樹脂の合計））】

- ・違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の取締りを徹底すること

【評価指標：インターネット監視による警告件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2-III 薬物依存・中毒者の治療と社会復帰を支援すること

＜実績目標＞

- ・薬物依存・中毒者に対し相談・指導を行うことにより、薬物事犯の再犯者数について前年度に比べ低下を図ること

【評価指標：薬物相談窓口における相談件数、薬物事犯の再犯者数（覚せい剤）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標3 安全で質が高く災害に強い水道を整備すること

3-I 安全で質が高い水道の確保を図ること

<実績目標>

- ・水質基準適合率を100%とすること

【評価指標：水質基準適合率（%）】

- ・異臭味被害率を平成16年度から5年間で半減すること

【評価指標：異臭味被害率（%）】

評価予定					備考 ・評価指標の測定結果の把握が当該年度の翌々年度となる。
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
12	13	14	15	16	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

3-II 災害に強い水道の整備など水道水の安定供給を図ること

<実績目標>

- ・水道事業の広域化を図ること

【評価指標：広域水道受水人口】

- ・基幹施設及び基幹管路の耐震化率をそれぞれ100%とする等、災害対応力を強化すること

【評価指標：浄水場・配水池等の基幹施設の耐震化率、基幹管路の耐震化率】

評価予定					備考 ・評価指標の測定結果の把握が当該年度の翌々年度となる。
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
12	13	14	15	16	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

3-III 未普及地域における水道水の整備を図ること

＜実績目標＞

- ・水道未普及地域の解消に向け、水道未普及人口が前年度を下回るようにすること

【評価指標：水道未普及人口】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
12	13	14	15	16	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

4-I 毒物・劇物の適正な管理を推進すること

＜実績目標＞

- ・毒物・劇物業者等に対する立入検査実施率を維持又は増加させること

【評価指標：立入検査施行施設数、登録届出施設数、立入検査実施率】

- ・違反が発見された毒物・劇物業者等施設の確実な違反改善を図ること

【評価指標：違反発見施設数、違反発見率、違反改善率】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

4-II 化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進するための規制を実施すること

＜実績目標＞

- ・既存化学物質の国際安全性点検（6年で96個）を推進すること

【評価指標：国際安全性点検数】

- ・既存化学物質について、化審法における監視物質に指定すること

【評価指標：第1種監視化学物質、第2種監視化学物質の指定件数】

評価予定	備考

H14	H15	H16	H17	H18
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17
当該政策の見直しに関する法令条項、計画				

4-III 家庭用品の安全性を確保すること

＜実績目標＞

- ・家庭用品の安全確保マニュアルの策定を推進すること

【評価指標：マニュアル策定数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標5 生活衛生関係営業の振興等により生活衛生の向上・増進を図ること

5-I 生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること

＜実績目標＞

- ・生活衛生関係営業の経営の安定・強化・充実を図ること

【評価指標：振興計画の認定件数】

- ・営業における高齢社会への対応を図るため、シルバースター登録旅館数及び福祉浴場を実施している公衆浴場数の前年度比増を図ること

【評価指標：①シルバースター登録旅館数、②福祉浴場を実施している公衆浴場数】

- ・消費者・利用者の権利利益を擁護すること

【評価指標：標準営業約款登録施設数（理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

└ 5-Ⅱ 建築物衛生の改善及び向上等を図ること

<実績目標>

- ・ 建築物内における良好な空気環境を確保するため、不適合率を前年度と同水準以下に抑えるものとする

【評価指標：環境衛生基準への不適合率、浮遊じん量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流、ホルムアルデヒドの量】

- ・ 建築物内における良好な給水を確保するため、不適合率を前年度と同水準以下に抑えるものとする

【評価指標：環境衛生基準への不適合率、水質基準、残留塩素含有率】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

基本目標 3 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標 1 労働条件の確保・改善を図ること

1-I 法定労働条件の確保・改善を図ること

<実績目標>

- ・労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため監督指導業務の適正な運営を図ること

【評価指標：定期監督等の実施状況（定期監督等の実施件数）、申告処理の状況（申告処理件数）、司法処理の状況（司法処理件数）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1-II 年間総実労働時間 1,800 時間の達成・定着

<実績目標>

- ・労働時間短縮の促進を図ること

【評価指標：労働時間の状況（年間総実労働時間）、所定外労働時間の状況（所定外労働時間）、年休の取得状況（年休取得率）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	・H17の第163回特別国会において、「年間総実労働時間1,800時間」を目標とする労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法は、労働時間等の設定を労働者の健康と生活に配慮するとともに多様な働き方に対応したものに改善するための法律に改正された。
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・子ども、子育て応援プラン（H17～H21）					

1-III 賃金対策の推進を図ること

<実績目標>

・最低賃金制の適正な運営を図ること

【評価指標：最低賃金制の周知状況（市町村広報誌への掲載状況）、最低賃金制の運営状況（最低賃金の設定件数）】

・未払賃金の立替払制度の適正な運営を図ること

【評価指標：立替払制度の運営状況（立替払件数、支給労働者数、立替払額）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	総合 モニ 16	総合 モニ 17	・H17の総合評価は、今後の最低賃金制度のあり方について実施 ・H18の総合評価は、今後の最低賃金制度のあり方のフォローアップについて実施
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標2 労働者の安全と健康の確保を図ること

2-1 事業場における安全衛生水準の一層の向上を図ること

<実績目標>

- ・労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること

【評価指標：労働災害による死亡者数】

- ・計画期間中における労働災害総件数を20%以上減少させること

【評価指標：休業4日以上死傷者数】

- ・安全衛生に関する自主的な取組を推進すること

【評価指標：事業場に対する多様な安全衛生情報の提供状況（安全衛生情報センターのインターネットサイトへのアクセス件数）】

- ・小規模事業場に対する安全衛生水準向上の支援を図ること

【評価指標：小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業の利用状況（新規登録団体数）、地域産業保健センターの利用状況（相談件数等、訪問指導事業場数）、産業医共同選任事業の利用状況（利事業場数等）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	総合 9-14	実績 15	実績 16	実績 17	・H15の総合評価は、次期労働災害防止計画の策定の際に実施。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第10次労働災害防止計画がH20年3月で終了					

2-Ⅱ 産業安全水準の一層の向上を図ること

＜実績目標＞

- ・建設業における労働災害について前年度と比較し減少を図ること

【評価指標：建設業における労働災害発生状況（建設業における休業4日以上の死傷者数）】

- ・重点対象分野における労働災害防止活動の促進を図ること

【評価指標：専門工事業者安全管理活動等促進事業の利用状況等（安全衛生教育実施回数、安全衛生教育参加者数）、建設工事墜落防止対策推進事業の利用状況等（教育研修会開催回数、教育研修会参加者数等）、中小総合工事業者指導力向上事業の利用状況等（現場所長研修会開催回数、現場所長研修会参加者数等）（店社安全衛生管理担当者研修開催回数、店社安全衛生管理担当者研修参加者数）、交通労働災害防止対策推進事業の利用状況等（指導員による個別事業場への指導件数）、労働安全管理水準の改善の状況（安全管理特別指導対象事業場における度数率、強度率（対前年増減率））】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	総合 9-14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第10次労働災害防止計画がH20年3月で終了					

2-Ⅲ 労働衛生対策の推進を図ること

＜実績目標＞

- ・じん肺、職業がん等の重篤な職業性疾病、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等を減少させるとともに業務上疾病者数を前年と比較し減少させること

【評価指標：業務上疾病者数、酸素欠乏者等死亡者数、一酸化炭素中毒死亡者数、化学物質管理支援事業の利用状況（化学物質管理に係る研修受講者数）】

- ・過重労働による健康障害防止、心の健康づくりを含めた健康の確保及び産業保健に対する支援を図ること

【評価指標：中小規模事業場における心とからだの健康づくり（THP）の普及状況（THP導入指導の実施事業場数、THP導入指導の実施対象者数）、メンタルヘルス指針の普及状況（研修事業開催回数、研修事業参加者数、メンタルヘルス対策支援事業実施事業場におけるメンタルヘルスの専門家による取組指導回数）、産業保健推進センターの利用状況（産業保健スタッフに対する研修の実施回数、事業者等からの相談件数）、過重労働による健康障害防止対策の状況（過重労働総合対策関係パンフレット配布件数）】

評価予定	備考

H14	H15	H16	H17	H18	・H15の総合評価は、次期労働災害防止計画の策定の際に実施。
実績 13	総合 9-14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第10次労働災害防止計画がH20年3月で終了					

施策目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、労働者の福祉の

増進を図ること

3-I 労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること

＜実績目標＞

- ・労災保険制度の財政を安定させ、事業主の労働災害防止へのインセンティブを促進するため適切な保険料率を設定すること

【評価指標：保険料収納額、保険給付費等、労働福祉事業費、平均保険料率】

- ・療養（補償）給付等の適正な給付を図ること

【評価指標：療養（補償）給付件数、休業（補償）給付件数、傷病（補償）年金給付件数、障害（補償）年金給付件数、障害（補償）一時金給付件数、遺族（補償）年金給付件数、遺族（補償）一時金給付件数、葬祭料（葬祭給付）給付件数、介護（補償）給付件数、二次健康診断等給付件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

3-II 被災労働者及びその家族の援護を図り、被災労働者の円滑な社会復帰を促進すること

＜実績目標＞

- ・労災就学等援護費の適正な支給を図ること

【評価指標：労災就学等援護費の支給実績（労災就学等援護費支給件数）】

- ・義肢等補装具の適正な支給を行うこと

【評価指標：義肢等補装具の支給状況（義肢等補装具の支給件数）】

- ・アフターケアの適正な実施を図ること

【評価指標：アフターケアの実施状況（アフターケアの実施件数）】

評価予定	備考
------	----

H14	H15	H16	H17	H18
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17
当該政策の見直しに関する法令条項、計画				

施策目標4 勤労者生活の充実を図ること

4-I 勤労者の財産形成の促進を図ること

<実績目標>

- ・勤労者財産形成制度の活用促進を図ること

【評価指標：勤労者財産形成促進制度の活用状況（財形貯蓄残高、財形融資残高）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

4-II 中小企業における退職金制度の普及促進を図ること

<実績目標>

- ・中小企業退職金共済制度の普及促進を図ること

【評価指標：中小企業退職金共済制度の普及状況（新規被共済者数、被共済者数）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

4-III 自由時間の充実等勤労者生活の充実を図ること

<実績目標>

- ・勤労者のボランティア活動への参加等自由時間の充実を図ること

（○平成17年度において、勤労者マルチライフ支援事業参加者の80%以上から「プログラムに参加してボランティア活動の参加意識が高まった」との評価を受けること）

【評価指標：勤労者マルチライフ支援事業の実施状況（セミナー・ガイダンス、体験プログラム等への参加者数）、事業参加者のボランティア活動に対する意識（アンケート結果「プログラムに参加してボランティア活動の参加意識が高まった」の割合）】

- ・ 中小企業勤労者の総合的な福祉の充実を図り、中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数が前年度を上回ること

【評価指標：中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数】

- ・ 労働金庫の健全性確保のための施策を推進すること

【評価指標：全労働金庫に対する検査実施状況（検査実施率）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標5 多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること（基本目標6 施策目標2を参照）

施策目標6 安定した労使関係等の形成を促進すること

6-I 円滑な政労使コミュニケーションの促進を図ること

<実績目標>

- ・ 産業労働懇話会等各種会議を開催すること

【評価指標：開催回数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

6-II 集団的労使関係のルール確立及び普及等を図ること

<実績目標>

- ・ 労働組合法及び労働関係調整法に関して、その適正な実施を図るため指導啓発を図ること

【評価指標：争議件数、争議による労働損失日数】

- ・ 労働契約承継法やその適切な実施を図るため必要な事項を定めた指針の周

知を図ること

【評価指標：法令及び指針の施行状況】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

6-III 集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

<実績目標>

・不当労働行為事件の迅速かつ適切な解決・処理を図ること

【評価指標：不当労働行為事件の処理日数（手続段階別平均所要日数）、不当労働行為事件の係属・処理状況（前年繰越、新規申立て、事由別最終結件数）】

・労使紛争の早期かつ適切な解決を図ること

【評価指標：調整事件に係る平均処理日数、調整事件に係る解決率】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標7 個別労働関係紛争の解決の促進を図ること

7-I 個別労働関係紛争の解決の促進を図ること

<実績目標>

・個別労働関係紛争の迅速適正な解決を図ること

【評価指標：民事上の個別労働紛争相談件数、助言・指導申出受付件数、あっせん申請受理件数、処理期間、手続終了件数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標 8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

└ 8-I 労働保険の適用促進及び労働保険料の適正徴収を図ること

<実績目標>

- ・労働保険の適用対象事業場を適正に把握し、適用を促進すること

【評価指標：労働保険の適用促進状況（未手続事業保険関係成立件数、適用事業場数）】

- ・労働保険料の適正徴収の確保を図り、労働保険料収納率が前年度以上となること

【評価指標：労働保険料収納済歳入額、労働保険料収納率】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

基本目標 4 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる 労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策目標 1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

1-I 公共職業安定機関における需給調整機能を強化すること

<実績目標>

- ・セーフティネットとして、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施すること
(平成17年度においては、公共職業安定所の求職者の就職率を平成16年度を上回る32%に引き上げることを目指して実施した。とりわけ、雇用保険受給者の早期再就職の促進に努め、受給資格者のうち雇用保険の受給期間を2/3以上残して早期に就職した者の比率を平成17年度において15%に引き上げることを目指して実施した。)

【評価指標：紹介件数、就職件数、就職率、雇用保険の受給期間を2/3以上残して早期に就職した者の割合、求人開拓数、新規求人数に占める割合】

- ・求人情報、労働市場情報等の提供を図ること

【評価指標：ハローワークインターネットサービスのアクセス件数、ネット上での応募者数】

- ・求人年齢制限の緩和を図ること (平成17年度において年齢不問求人の割合を全求人の30%以上の水準で平成16年度を上回ることを目指して実施していたところ、平成17年度内において目標を達成したため、新たに平成19年度までに当該割合を50%以上とする上方修正を行った。)

【評価指標：年齢階層別求人数、年齢不問求人の割合】

- ・適切な職業訓練受講指示を行うこと

【評価指標：職業訓練受講指示件数】

- ・失業等給付受給者が就職活動のノウハウを習得できるようになること

【評価指標：就職支援セミナーの受講者数】

- ・早期再就職に向けた個別支援の推進を図ること

(平成17年度において、再就職支援プログラム開始件数7万件、就職率70%を確保すること並びに就職実現プラン作成件数を12万件、就職率50%を確保することを目指して実施した。)

【評価指標：再就職支援プログラム開始件数、再就職支援プログラム対象者の就職率、就職実現プラン作成件数、就職実現プラン対象者の就職率、キャリア・コンサルティング対象者数、キャリア交流事業参加者数】

- ・未充足求人へのフォローアップの徹底等求人者サービスの充実による就職促進を図ること

【評価指標：受理後3週間以上の未充足求人に対するフォローアップ率】

- ・1年以上の長期失業者等について、就職支援から就職後の定着指導までを民間事業者に包括的に委託し、安定した就職の実現を図ること

【評価指標：対象者の就職率(※1)、対象者の就職後の6ヶ月間の職場定着率(※2)】

※1 民間事業者の支援を受けた者のうち、就職(雇用保険、一般被保険資格を取得)

した者の割合

※2 民間事業者の支援を受け、就職した者のうち、6ヶ月以上の職場定着をした者の割合

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1-Ⅱ 労働力需給調整事業システムを整備すること

<実績目標>

- ・労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保を図ること

(許可基準に基づく審査や適切な指導監督を行うとともに、平成17年度においては、派遣元責任者講習、職業紹介責任者講習会等の受講者から「役に立った」旨の評価を受ける割合80%以上を目指して実施した。)

【評価指標：労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可・届出事業所数、指導監督件数、派遣元責任者講習、職業紹介責任者講習会等の受講者のアンケート結果】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
総合	実績	実績	実績	総合	
-14	14	15	16	モニ 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1-Ⅲ 官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること

<実績目標>

- ・しごと情報ネットにより求人情報等へのアクセスの円滑化を図ること

(平成17年度においては、しごと情報ネットへの1日平均アクセス件数を85万件以上、参加機関数を4,500機関以上とすることにより、より多くの者に求人情報等を提供することを目指して実施した。)

【評価指標：しごと情報ネット参加機関数、求人情報件数、求職者情報件数(障害者に係るものに限る)、1日平均アクセス件数(PC版、携帯版)】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

2-I 中小企業、新規・成長分野企業等における雇用機会を創出するとともに労働力の確保等を図ること

<実績目標>

- ・中小企業労働力確保法に基づく各種助成措置等の積極的な活用により、中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善を図ること

(平成17年度においては、

- 中小企業人材確保推進事業助成金については雇用管理改善事業実施前と比較して、本助成金の支給を受けた事業協同組合等における雇用管理の改善が図られたとする構成中小企業者の割合の平均80%以上

- 中小企業基盤人材確保助成金については「新分野進出等基盤人材確保実施計画」開始日から最終の第2期支給申請日の1年経過後までの1事業所当たりの雇用増加数(基盤人材を除く。)2人以上

- 中小企業雇用管理改善助成金については支給に係る環境整備事業又は職業相談者配置事業に取り組む事業所の自己都合による離職率の平均11%以下

- 雇用創出セミナー及び出会いの場については参加者に対してアンケートを実施し80%以上の者から役立った旨の評価が得られること

- 雇用管理相談業務については利用者に対してアンケート調査を実施し80%以上の者から役立った旨の評価が得られること

を目指して実施した。)

【評価指標：中小企業雇用創出人材確保助成金支給決定人数・支給決定金額、中小企業雇用創出等能力開発給付金支給決定人数・支給決定金額、中小企業雇用環境整備奨励金支給決定件数・支給決定金額、中小企業高度人材確保助成金支給決定人数・支給決定金額、中小企業人材確保推進事業助成金支給決定団体数・支給決定金額・利用事業協同組合等のアンケート結果、中小企業基盤人材確保助成金支給決定人数・支給決定金額・利用事業所の平均雇用増加数、中小企業雇用管理改善助成金支給決定件数・支給決定金額・利用事業所の自己都合による平均離職率、雇用創出セミナー参加者のアンケート結果、出会いの場参加者のアンケート結果、雇用管理相談業務利用者のアンケート結果】

- ・中小企業の経営基盤の強化に資する人材ニーズを求人情報として「しごと情報ネット」に登録し、求職者に情報提供することにより、中小企業の経

営基盤の強化に資する人材の確保を促進すること

(平成17年度においては、対象となる求人情報の登録期間が終了した際(その後継続して登録する場合を除く。)に、アンケート調査を実施し、80%以上の者から基盤人材の確保に役立った旨の評価が得られることを目指して実施した。)

【評価指標：「しごと情報ネット」に提供した求人数、求人情報へのアクセス件数、アンケート結果】

・パートタイム労働者を雇用する事業主に対して、雇用管理に係る相談を実施することにより、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図ること

(平成17年度においては、利用者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から役立った旨の評価が得られることを目指して実施した。)

【評価指標：アンケート結果】

・新規・成長分野雇用創出特別奨励金の積極的な活用により、新規・成長分野企業等における雇用機会の創出を図ること

【評価指標：新規・成長分野雇用創出特別奨励金の支給決定人数、支給決定金額】

・介護労働者法に基づく助成措置等により、雇用管理の改善等を図ること

(平成17年度においては、

○介護基盤人材確保助成金については最初の特定労働者を雇入れた日から第2期助成金支給申請日の1年経過後までの1事業所当たりの雇用増加数(特定労働者を除く。)3人以上

○介護雇用管理助成金及び介護能力開発給付金については支給対象事業所において助成金等支給後1年経過した時点における助成金等支給時からの自己都合による離職率20%以下

を目指して実施した。)

【評価指標：介護基盤人材確保助成金支給決定人数・支給決定金額・利用事業所の平均雇用増加数、介護雇用管理助成金支給決定件数・支給決定金額・利用事業所の自己都合による平均離職率、介護能力開発給付金支給決定件数・支給決定金額・利用事業所の自己都合による平均離職率、介護労働者福祉助成金支給決定件数・支給決定金額、介護労働環境改善事業助成金支給決定件数・支給決定金額】

・雇用保険の受給資格者自らが事業を開始した場合の支援措置を設けることにより、失業者の自立を積極的に促進すること

(平成17年度においては、受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数が平均2人以上であり、かつ、事業を継続している割合が90%以上であることを目指して実施した。)

【評価指標：受給資格者創業支援助成金支給決定件数・支給決定金額・利用事業所の平均雇用労働者数・利用事業所の事業継続率】

・緊急対応型ワークシェアリング等の積極的な活用により、既存の雇用を維持しつつ、中高年の非自発的失業者等の雇用機会の創出を図ること

【評価指標：緊急雇用創出特別奨励金の支給決定件数・支給決定金額】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2-Ⅱ 地域の実情に即した雇用機会の創出等を図ること

<実績目標>

・雇用機会が不足している地域の雇用開発を促進すること

(平成17年度においては、

○地域雇用促進特別奨励金利用事業所における第3回特別奨励金支給申請日の1年経過後の常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の同期間における常用労働者数の増加率を上回ること

○地域提案型雇用創造促進事業を実施した地域の実績が、当初計画していた目標数を上回ること

を目指して実施した。)

【評価指標：地域雇用開発促進助成金（地域雇用促進特別奨励金）支給決定金額・利用事業所の常用労働者の増加率、地域提案型雇用創造促進事業による事業利用企業等の雇入数、地域提案型雇用創造促進事業による事業利用企業等の数、事業利用求職者等の数、事業利用求職者等の就職件数】

・地域求職者に関する情報が適切に提供されていない地域の雇用開発を促進すること

(平成17年度においては、地域求職活動援助事業を実施する60地域全てにおいて、平成17年度地域求職活動援助計画に係る年次計画に記載された地域求職活動援助事業における事業項目毎の成果目標を達成することを目指して実施した。)

【評価指標：全地域全ての事業項目についての成果目標を達成できた地域の割合、地域求職活動援助事業による人材受入情報収集件数（うち充足数）、企業合同説明会等の実施回数、参加者数（うち就職者割合）】

・高度技能労働者を活用する事業所が集積している地域の雇用開発を促進すること

(平成17年度においては、地域高度人材確保奨励金の利用事業所における計画開始日から第2期支給申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の同期間における常用労働者数の増加率を上回ることを目指して実施した。)

【評価指標：地域雇用開発促進助成金（地域高度人材確保奨励金）の支給決定人数、支給決定金額・利用事業所の常用労働者の増加率】

- ・地域創業助成金の積極的な活用により、地域に貢献する事業分野における雇用機会の創出を図ること

【評価指標：地域創業助成金の支給決定事業所、支給決定金額及び支給決定労働者数】

- ・地域における雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対し、その企画・構想段階から支援を図ること

(平成17年度においては、地域雇用創造バックアップ事業を利用する市町村等が、地域雇用の創造のための取組みを地域再生計画の策定や地域雇用 に資する等により具体化することにより、地域雇用の創造を実現することを 目指して実施した。)

【評価指標：地域の協議会の要請に応じ、専門家が相談・助言する地域数（相談件数）、都道府県労働局、市町村、地域の経済団体等の関係者による地域雇用創造促進会議を 開催する地域数、上記のいずれかの事業を実施した地域のうち、地域再生計画の策定 や地域雇用 に資する事業の創造が行われる地域数、人材データベース等ホームページ のアクセス件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	・H18の総合評価は、地 域雇用対策の見直しにつ いて実施する。
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	総合 モニ 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2-III 事業活動の縮小を余儀なくされた企業における雇用の維持・安定を図ること <実績目標>

- ・失業者の発生を予防すること

(平成17年度においては、雇用調整助成金の利用事業所の事業主都合離職 割合が非利用事業所の同時期における事業主都合割合以下となること及び 利用事業所の保険関係消滅割合が非利用事業所の同時期における保険関係 消滅割合の1/10以下となることを目指して実施した。)

【評価指標：雇用調整助成金の対象者数（休業・教育訓練・出向）・支給決定金額・利 用事業所の事業主都合離職割合・利用事業所の保険関係消滅割合】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2-IV 円滑な労働移動を促進すること

<実績目標>

- ・在職中からの計画的な再就職支援を行うことにより、できるかぎり失業を経ない労働移動の促進を図ること

【評価指標：再就職援助計画作成状況（認定事業所数・対象労働者数）】

- ・労働移動支援助成金の積極的な活用により、計画的な労働移動の促進を図ること

(平成17年度においては、求職活動等支援給付金については支援対象労働者の離職後3か月以内での就職率が30%以上、再就職支援給付金については支給を受けた事業所のうち本給付金を再就職支援会社に支援を委託しなくても当該給付金の支給対象労働者の再就職は難しくなかったとする事業所の割合が20%以下、定着講習支援給付金については、本給付金の支給に係る対象労働者の雇入れ後1年経過後における定着率90%以上、建設業労働移動支援能力開発給付金については講習等を受けた建設労働者等の講習終了後3か月時点の再就職等をしている者の割合50%以上、建設業新規・成長分野定着促進給付金については対象労働者の雇入れから1年後の定着率90%以上を目指して実施した。)

【評価指標：求職活動等支援給付金（休暇付与等）支給決定人数・支給決定金額、求職活動等支援給付金（相談室設置等）支給決定事業所数・支給決定金額、求職活動等支援給付金の支援対象労働者の離職後3か月以内での就職率、再就職支援給付金支給決定人数・支給決定金額、利用事業所のアンケート結果、定着講習支援給付金支給決定人数・支給決定金額、対象労働者の雇入れ後の定着率、建設業労働移動支援能力開発給付金の支給対象となった講習等を受けた建設労働者等の講習終了後3か月以内での就職率、建設業新規・成長分野定着促進給付金の支給対象労働者の雇入れ後1年経過後における定着率】

- ・出向・移籍支援業務により円滑な労働移動を促進すること

(平成17年度においては、出向・移籍支援業務について出向移籍の成立率が40%以上を目指して実施した。)

【評価指標：出向移籍の成立率】

- ・求人情報、労働市場情報等の提供を図ること

【評価指標：ハローワークインターネットサービスへのアクセス件数、ネット上での応募者数】

- ・しごと情報ネットにより求人情報等へのアクセスの円滑化を図ること

(平成17年度においては、しごと情報ネットへの1日平均アクセス件数を85万件以上、参加機関数を4,500機関以上とすることにより、より多くの者に求人情報等を提供することを目指して実施した。)

【評価指標：しごと情報ネット参加機関数、求人情報件数、求職者情報件数（障害者に

係るものに限る。)、1日平均アクセス件数(PC版、携帯版)】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2-V 産業の特性に応じた雇用の安定を図ること

<実績目標>

- ・建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づき、その雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図ること

(平成17年度においては、雇用管理研修等助成金を利用した事業主から、本助成金の活用による研修の実施により、建設労働者の雇用管理に関し必要な知識の習得が図られた旨の評価を受ける割合80%以上、建設業需給調整機能強化促進助成金利用事業主団体の人材情報提供事業等を利用した者から役立った旨の評価を受ける割合80%以上、また、建設教育訓練を利用した者から、本助成金があったことにより教育訓練を実施したとする評価を受ける割合80%以上を目指して実施した。)

【評価指標：雇用管理研修等受講者数、雇用管理研修等助成金利用事業主等のアンケート結果、建設業需給調整機能強化促進助成金利用事業主団体の紹介による就職件数、建設業需給調整機能強化促進助成金利用事業主団体の人材情報提供事業等利用者のアンケート結果、建設雇用改善助成金の支給決定件数・支給決定金額・建設教育訓練助成金利用事業主等のアンケート結果】

- ・港湾労働者の雇用の改善等に関する措置を講ずることにより、港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の福祉の増進を図ること

(平成17年度においては、雇用管理研修を受講した者から役立った旨の評価を受ける割合80%以上を目指して実施した。)

【評価指標：雇用管理研修及び派遣元責任者研修の受講者数、雇用管理研修受講者のアンケート結果、常用港湾労働者の就労割合】

- ・林業等への就職を希望する求職者の職業体験の充実等を通じて職業理解を促進するとともに、林業事業者の事業主等に雇用管理改善の必要性と知識を普及することにより、雇用管理改善を推進すること

(平成17年度においては、林業事業者合同説明会参加者の就職率19%以上、職業講習会・職業ガイダンス参加者の就職率16%以上を目指して実施した。)

【評価指標：雇用管理改善セミナー・職場講習会・就職ガイダンスの開催状況、職業講習

会・就職ガイダンス参加者の就職率】

・農林業等への多様な就業を促進すること

【評価指標：相談件数（就農等支援コーナー）、農林漁業労働者の充足率】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	総合 -14	実績 15	実績 13-16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

3-I 高齢者の雇用就業を促進すること

<実績目標>

- ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律改正を踏まえ、事業主に対する指導・援助を推進することにより、65歳（平成18年度までに少なくとも62歳）までの雇用の確保を促進すること

（平成17年度においては、継続雇用制度の導入又は改善等を行い、継続雇用制度奨励金（I種）の支給対象となる事業主を53,000件、高齢者を多数継続雇用し、多数継続雇用助成金（II種）の支給対象となる事業主を3,100件とすることを目指して実施した。）

【評価指標：300人以上規模企業のうち65歳以上の高年齢者雇用確保措置を講じる企業割合、原則として希望者全員について65歳までの雇用を確保する企業割合、指導・援助の実施件数、継続雇用定着促進助成金（継続雇用制度奨励金（I種））の支給決定件数・支給決定金額、継続雇用定着促進助成金（多数継続雇用助成金（II種））の支給決定件数・支給決定金額】

- ・中高年齢者の再就職の促進を図ること

（平成17年度においては、中高年齢者トライアル雇用事業の試行雇用開始者数を2万人、常用雇用移行率75%の確保を目指して実施した。）

【評価指標：再就職援助計画書交付者数、要請に基づく再就職援助計画書交付者数、移動高年齢者等雇用安定助成金の支給決定対象者数・支給決定金額、中高年齢者トライアル雇用事業の開始者数・常用雇用移行者数・常用雇用移行率】

- ・高年齢者の意欲・能力に応じた多様な就業・社会参加の促進を図ること
- （平成17年度においては、高年齢者等共同就業機会創出助成金利用による法人の新設に伴う就業者を平均7人以上創出すること、同法人の事業開始から1年経過後の事業継続率90%以上を目指して実施した。）

【評価指標：シルバー人材センター会員の就業延人員、高年齢職業経験活用センターによる派遣延人数、高年齢者等共同就業機会創出助成金の支給決定件数・支給決定金額・法人新設に伴う就業者創出数・同法人の事業継続率】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	12-15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

3-Ⅱ 障害者の雇用を促進すること

<実績目標>

- ・障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進を図ること

(平成17年度においては、

○平成16年度を上回る就職件数の確保を目指していたが、上半期の実績を踏まえ、平成17年10月に、前年度の伸び率と同水準の伸び率(9.1%)の実現を目指すとする上方修正を行った。

○障害者試行雇用事業の試行雇用開始者数を6,000人、常用雇用移行率80%の確保、

○障害者就業・生活支援センター事業の対象者数(登録障害者数)12,000人以上、相談件数26万件以上、就職件数1,900件以上、当該年度の就職率を55%以上とすること

を目指して実施した。)

【評価指標：新規求職申込件数、有効求職者数、就職件数、障害者試行雇用事業の開始者数・常用雇用移行者数・常用雇用移行率、職場適応援助者(ジョブコーチ)による人的支援事業の支援対象者数・支援終了者数、障害者就業・生活支援センター事業における対象者数・相談件数・就職件数・就職率】

- ・障害者雇用率制度の厳正な運用を通じて障害者の雇入れの促進等を図ること

【評価指標：実雇用率、法定雇用率未達成企業割合、雇入れ計画作成命令件数、適正実施勧告件数、就職件数】

- ・障害者雇用に係る事業主支援・援助の実施を通じて障害者の働く場の整備を図ること

【評価指標：調整金・報奨金の支給決定件数・支給決定金額、納付金義務における助成金の支給決定件数・支給決定金額、職場適応援助(ジョブコーチ)による人的支援事業の支援対象者・支援終了者数(再掲)】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	

-13	14	15	16	17
当該政策の見直しに関する法令条項、計画				

3-III 若年者の雇用を促進すること

<実績目標>

・若年者の職業意識啓発を図ること

(平成17年度においては、キャリア探索プログラムの参加生徒数28万人程度の確保、インターンシップに参加した学生の80%以上から「役に立った」との評価を得ることを目指して実施した。)

【評価指標：セミナー等参加者数(大学等)、インターンシップ参加者数(大学等)、キャリア探索プログラム等参加生徒数(高校等)、ジュニアインターンシップ参加者数(高校)、インターンシップ学生のアンケート結果、若年者地域連携事業実績(高校生の保護者対象セミナー開催回数、高校進路担当者セミナー開催回数、職場見学会・企業説明会実施回数、委託先団体数)】

・新規学卒者に対する就職支援を実施し、その円滑な就職を図ること

(平成17年度においては、

○新規高卒者の内定率について平成16年度以上の水準を確保すること、大学新規卒業者の就職率を前年度より上昇させること、新規学卒者の就職後3年以内の離職率を前年度より低下させること

○若年者ジョブサポーターによる支援等を通じ新規高卒の就職内定者数3万人の確保(11月末～3月)、学生職業センター等就職件数について前年度比10%増

を目指して実施した。)

【評価指標：新規高卒者の就職内定率、新規学卒者の離職率、ジョブサポーターによる支援等を通じた新規高卒の就職内定者数、学生職業センター等利用者数・就職件数、就職ガイダンス参加者数(高校)】

・若年失業者対策の推進を図ること

(平成17年度においては、

○若年者トライアル雇用事業の試行雇用開始者数を6万人、常用雇用移行率80%の確保

○ジョブカフェ事業を実施する各都道府県が自ら設定した成果目標を達成すること、ヤングワークプラザにおける就職件数を前年度比20%増とすること

を目指して実施した。)

【評価指標：若年者トライアル雇用事業の開始者数・常用雇用移行率、ジョブカフェ実績(就職件数、利用者数)、ヤングワークプラザの就職件数】

評価予定	備考
------	----

H14	H15	H16	H17	H18
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17
当該政策の見直しに関する法令条項、計画				

3-IV 外国人労働者の就労環境の整備を図ること

<実績目標>

- ・外国人求職者等に対する職業相談・職業紹介等を適切に実施するための体制等の整備を図ること

【評価指標：外国人求職者等に対する対応状況（就職率等）】

- ・事業主への啓発指導、雇用管理援助等を推進し、雇用管理の改善を図ること

【評価指標：事業主等に対する周知、啓発、指導状況（講演会等開催状況、アドバイザーによる相談件数等） 事業主向けパンフレット配布部数、月間中講演会開催回数、アドバイザー事業所訪問数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

3-V 就職困難者等の雇用の安定・促進を図ること

<実績目標>

- ・就職困難者等の円滑な就職等を図ること

(平成17年度においては、特定求職者雇用開発助成金が対象者の雇用の増加に役立ったとする事業所の割合が90%以上となること及び、同助成金の対象者の事業主都合離職割合が対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目指して実施した。)

【評価指標：特定求職者雇用開発助成金支給決定件数・支給決定金額・利用事業所のアンケート結果・対象者の事業主都合離職割合、ホームレス等試行雇用を經由して就職した件数、ホームレス等試行雇用の実施件数、日雇技能講習の受講者数、母子家庭の母等試行雇用奨励給付金支給決定件数、母子家庭の母等試行雇用を經由して就職した件数】

- ・不良債権処理の加速に伴う離職者の円滑な就職等を図ること

【評価指標：不良債権処理就業支援特別奨励金の支給決定人数・支給決定金額、民間再

就職支援事業の支援対象者数、個別求人開拓推進事業の開拓求人数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標4 求職活動中の生活の保障等を行うこと

└ 4-I 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

＜実績目標＞

- ・セーフティネットとして財政が安定していること

【評価指標：収支バランス（保険料収入額（失業等給付、三事業）、失業等給付額、積立金残高、三事業の支出額、雇用安定資金残高）】

- ・給付を適正に行うこと

【評価指標：適用状況（適用事業所数、新規適用事業所数、廃止事業所数、被保険者数）、失業等給付（基本手当（受給者実人員、給付額）、再就職手当（受給者数、給付額）、教育訓練給付（受給者数、給付額）、雇用継続給付（高年齢雇用継続給付（初回受給者数・給付額）、育児休業基本給付金（初回受給者数・給付額）、介護休業給付（受給者数、給付額））】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

基本目標 5 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境を整備すること

施策目標 1 雇用の安定・拡大を図るための職業能力開発の枠組みを構築すること

1-I キャリア形成支援システムを整備すること

<実績目標>

- ・キャリア形成支援コーナーを拠点として、労働者、事業主に対するキャリア形成に係る相談援助・情報提供を行うこと等により、労働者個人ごとのキャリア形成を促進すること

【評価指標：キャリア形成支援コーナー等における相談援助、情報提供件数、職業能力開発推進者講習の受講者数、企業内キャリア形成支援に係る指導・助言、情報提供件数】

- ・キャリア形成促進助成金を通して、労働者の自発的な能力開発を推進することにより、労働者個々人のキャリア形成を促進すること

【評価指標：キャリア形成促進助成金支給件数、キャリア形成促進助成金支給金額】

- ・独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター及び公共職業安定所に能力要件明確化アドバイザーを配置し、求人企業が求職者に求める能力の明確化を行うとともに、訓練受講者個々人の能力に即した訓練コースを設定し、求職者の再就職を促進すること

【評価指標：能力要件明確化アドバイザーの相談件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成促進助成金（H14 から支給開始）に関する実績目標については、H15 から評価を実施する。
実績 13	実績 14	モニ 15	総合 モニ 16	総合 実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> ・第7次職業能力開発基本計画が H17 で終了 					<ul style="list-style-type: none"> ・能力要件明確化アドバイザーに関する実績目標については、H16 から評価を実施する。 ・H15 の実績評価は、キャリア形成促進助成金関連を中心に実施する。 ・H17 及び H18 の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に一連のものとして実施する。

1-Ⅱ 職業能力開発に関する情報の収集、整理及び提供の体制を充実強化すること

<実績目標>

- ・若年者に対するキャリア形成支援を総合的に行う中核的な拠点として「私のしごと館」を運営すること

【評価指標：「私のしごと館」建設及び設備に係る準備状況の割合、プログラム・ツールの開発等の準備状況の割合、各事業のサービス利用者の延べ人数、「私のしごと館」利用者による評価】

- ・職業能力開発情報を総合的・体系的に提供すること

【評価指標：職業能力開発情報を総合的・体系的に提供する仕組みの整備状況の割合、ポータルサイト「キャリア情報ナビ」へのアクセス件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	モニ 15	総合 モニ 16	総合 実績 17	<ul style="list-style-type: none"> ・「私のしごと館」の準備に係る評価については、H14 までとし、H15 以降の評価については、「私のしごと館」の運営について実施する。 ・「私のしごと館」利用者による評価及び「キャリア情報ナビ」に関する評価指標については、H 18 から評価を実施する。 ・H17 及び H18 の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に一連のものとして実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> ・第7次職業能力開発基本計画が H17 で終了 					

1-Ⅲ 職業能力評価システムを整備すること

<実績目標>

- ・民間における職業能力評価制度の構築を図ること

【評価指標：職種別の職業能力評価基準等の整備状況（職種数）】

- ・国による職業能力評価を受ける機会の確保を図ること

【評価指標：技能検定実施状況（受検者数）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	モニ 15	総合 モニ	総合 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・H15 の実績評価は、職業能力評価制度の構築関連を中心に実施する。 ・H17 及び H18 の総合評価

			16	17	は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に一連のものとして実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画が H17 で終了					

1-IV 職業能力開発に必要な多様な職業訓練・教育訓練の機会の確保を図ること

<実績目標>

- ・教育訓練給付制度について、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練と認められるものについて、適切な講座指定等を行うこと

【評価指標：教育訓練給付制度の指定講座数、教育訓練給付対象講座検索システムへのアクセス件数】

- ・産学官の連携の下で、職業訓練に係る地域ニーズを把握し、これに応じた多様な訓練機会の確保を図ること

【評価指標：コース別受講者数（に係る計画達成率）、離職者訓練・在職者訓練・学卒者訓練、新たな訓練コース開発数】

- ・キャリア形成促進助成金を通して、労働者の自発的な能力開発を推進することにより、労働者個々人のキャリア形成を促進すること（再掲）

【評価指標：キャリア形成促進助成金支給件数、キャリア形成促進助成金支給金額】

- ・認定職業訓練を通して、事業内に合理的な訓練方法を導入し、必要な技能労働者を育成・確保するとともに、多様な職業訓練の機会を確保すること

【評価指標：認定職業訓練施設数、認定職業訓練受講者数】

- ・中小企業人材育成事業助成金を通して、中小企業における事業の高度化に対応した人材を育成すること

【評価指標：中小企業人材育成事業実施数】

- ・全国団体等認定職業訓練特別助成金を通して、広域的に認定職業訓練を実施する中小事業主団体に対して助成し、大規模な共同訓練体制の整備を推進するとともに、認定職業訓練を推進すること

【評価指標：広域的に認定職業訓練を実施している中小企業団体数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	モニ 15	総合 モニ 16	総合 実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画が H17 で終了					

施策目標2 労働力需給の動向に対応した職業能力開発を展開すること

2-I IT分野における職業能力開発を推進すること

<実績目標>

- ・IT公共職業訓練の実施、能力水準に応じたITに係る職業能力習得の支援、先導的な教育訓練コース・システムの開発など、IT化に対応した総合的な職業能力開発施策の推進を図ること

【評価指標：IT訓練受講者数（に係る計画達成率）、学習支援事業利用者数（に係る計画達成率）、先導的訓練コース開発数】

- ・情報関連人材育成事業推進助成金等を通して、情報処理に関する専門的な知識及び技能に係る職業能力開発を推進すること

【評価指標：情報関連人材育成事業推進助成金支給件数、支給金額】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	モニ 15	総合 モニ 16	総合 実績 17	<ul style="list-style-type: none"> ・H17及びH18の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に一連のものとして実施する。 ・情報関連人材育成事業推進助成金は、H15年度末で廃止。よって、H18実績評価はIT化に対応した総合的な職業能力開発施策の推進を中心に評価する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画がH17で終了					

2-II 介護分野、環境分野その他の新規・成長分野における職業能力開発を推進すること

<実績目標>

- ・新規・成長15分野を中心に実践的な職業訓練コースの設定、実施を図ること

【評価指標：該当分野の職業訓練受講者数、離職者訓練受講者数合計・うち介護・福祉分野訓練受講者数・うち情報通信分野訓練受講者数、該当分野コース設定数】

- ・介護労働安定センターにおけるホームヘルパーの養成等を通じて、必要な人材の育成を図ること

【評価指標：受講者数（に係る計画達成率）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	モニ 15	総合 モニ	総合 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・H17及びH18の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に一連のものとして実施する。

			16	17
当該政策の見直しに関する法令条項、計画				
・第7次職業能力開発基本計画が H17 で終了				

2-III ホワイトカラーの職業能力開発を促進すること

<実績目標>

- ・生涯職業能力開発促進センターにおいてホワイトカラーに係る先端的な職業訓練コースの開発・展開を図ること

【評価指標：生涯職業能力開発促進センターにおける新たな訓練コースの開発・展開数】

- ・職業能力習得制度（ビジネス・キャリア制度）を通して、ホワイトカラーの専門的知識の段階的、体系的な知識の習得を推進すること

【評価指標：職業能力習得制度認定講座受講者数、職業能力習得制度修了認定試験合格者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	モニ 15	総合 モニ 16	総合 実績 17	・H17 及び H18 の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に一連のものとして実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画が H17 で終了					

施策目標3 労働者の就業状況等に対応した多様な職業訓練・教育訓練の機会を確保すること

3-I 離転職者の再就職を促進するための職業能力開発を推進すること

<実績目標>

- ・公共職業能力開発施設内訓練に加え、民間の教育訓練機関を活用し、再就職に資する効果的な職業訓練機会を提供すること

【評価指標：受講者数（に係る計画達成率）、就職率（離職者（施設内）訓練、委託訓練）】

- ・事業主団体等への委託訓練の活用を通じた現場実習により、中高年齢者等の対象者に必要な職業能力を付与し、職業の転換等による再就職を支援すること

【評価指標：職業訓練の受講者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
・H17 及び H18 の総合評価					

実績 13	モニ 14	モニ 15	総合 モニ 16	総合 13-17 実績 17	<p>は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に一連のものとして実施する。</p> <p>・中高年齢者のみを対象とした事業団体等への委託訓練は H15 年度末に終了しているところ。よって、H18 実績評価は民間教育機関の活用による職業訓練機会の提供を中心に評価する。</p>
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> 第 7 次職業能力開発基本計画が H17 で終了 					

3 - II 若年者の職業能力開発を推進すること

<実績目標>

- 職業能力開発大学校等の有する訓練ノウハウを活用し、時代のニーズにあった高度で専門的な訓練を実施し、就職を促進すること

【評価指標：受講者数（に係る計画達成率）、就職率】

- 大学等を卒業した未就職者、学卒早期離職者、不安定就労若年者に対し、早期の就職や安定就労への移行を図るために必要な職業訓練を実施すること

【評価指標：受講者数（に係る計画達成率）、就職率】

- フリーター等若年者が職業意識を高めるために活動できる拠点（「ヤングジョブスポット」）を大都市部に設置し、就職の動機付けやキャリア形成についての相談、情報交換及び職業体験などのグループ活動を支援すること

【評価指標：ヤングジョブスポットの来所者数】

- 在学中から職業に対する意識を啓発するため、学校等と連携して「総合的な学習の時間」などを活用し、中高生が自ら職業情報の収集、職業体験等を行う「仕事ふれあい活動支援事業」を実施すること

【評価指標：「仕事ふれあい活動支援事業」実施状況】

- 若年者に対するキャリア形成支援を総合的に行う中核的な拠点として「私のしごと館」を運営すること（再掲）

【評価指標：「私のしごと館」建設及び設備に係る準備状況の割合、プログラム・ツールの開発等の準備状況の割合、各事業のサービス利用者延べ人数、「私のしごと館」利用者による評価】

- 企業実習と一体となった教育訓練を行うことにより一人前の職業人を育成する実務・教育連携型人材育成システム（日本版デュアルシステム）を導入すること

【評価指標：訓練受講者数】

- フリーター等に対し、職業意識啓発、職場におけるコミュニケーション能

力、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を10日間程度で実施し、早期の就職促進を図ること

【評価指標：就職基礎能力速成講座受講者数、講座修了後3ヶ月時点の就職率】

- ・合宿形式による集団生活の中で生活訓練、労働体験等を通じて、職業人、社会人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与し就労等へと導く「若者自立塾」事業を実施すること

【評価指標：若者自立塾入塾者数、就職・訓練等への移行率】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングジョブスポット、仕事ふれあい活動支援事業に関する実績目標についてはH16から評価を実施する。
実績 13	モニ 14	モニ 15	総合 モニ 16	総合 13-17 実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> ・第7次職業能力開発基本計画がH17で終了 					<ul style="list-style-type: none"> ・「私のしごと館」の準備に係る評価については、H14までとし、H15以降の評価については、「私のしごと館」の運営について実施する。 ・H17及びH18の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に一連のものとして実施する。 ・日本版デュアルシステムに関する実績目標については、H16から評価を実施する。 ・「私のしごと館」利用者による評価、就職基礎能力速成講座及び若者自立塾に関する実績目標については、H18から評価を実施する。 ・仕事ふれあい活動支援事業については、H16年度をもって廃止する。

3-III 中高年齢者の職業能力開発を推進すること

<実績目標>

- ・高年齢者就業機会開発人材育成事業を実施し、中高年齢者の創業等による就業機会の拡大を図ること

【評価指標：セミナー参加者数（に係る計画達成率）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	モニ 15	総合 モニ 16	総合 13-17	<ul style="list-style-type: none"> ・H17 及び H18 の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に一連のものとして実施する。 ・本施策目標に係る事業は、H15 年度末に終了しているため、H18 においては、実績評価・モニタリングを実施しない。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画が H17 で終了					

3-IV 就業形態の多様化に対応した職業能力開発を推進すること

<実績目標>

- ・パートタイム等の短時間訓練を都市部を中心に実施すること

【評価指標：受講者数（に係る計画達成率）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	モニ 15	総合 モニ 16	総合 13-17	<ul style="list-style-type: none"> ・H17 及び H18 の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に一連のものとして実施する。 ・本施策目標に係る事業は、H15 年度末に終了しているため、H18 においては、実績評価・モニタリングを実施しない。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画が H17 で終了					

3-V 障害者等特別な配慮を必要とする人たちへの対応を推進すること

<実績目標>

- ・一般の職業能力開発施設への障害者の受入れの促進を図ること

【評価指標：障害者の受入れ数、就職率】

- ・障害の特性や程度に配慮した障害者職業能力開発校における職業訓練の推進を図ること

【評価指標：障害者職業能力開発校における職業訓練の受講者数、就職率】

- ・事業主、社会福祉法人等の民間を活用した実践的な職業訓練の推進を図ること

【評価指標：障害者訓練の受講者数、就職率】

- ・同和関係住民、北海道アイヌ地区住民等の職業訓練の受講促進を図ること

【評価指標：職業訓練の受講者数（訓練手当支給者数）】

- ・炭鉱離職者に対し、委託訓練等を通じた職業訓練の実施等、積極的な支援措置等を推進し円滑な再就職の促進、在職者訓練等円滑な労働力移動を図ること

【評価指標：職業訓練の受講者数】

- ・母子家庭の母や生活保護受給者に対する職業訓練機会の拡充を図り、就職の促進を図ること

【評価指標：訓練受講者数、就職率】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	モニ 15	総合 モニ 16	総合 実績 17	<ul style="list-style-type: none"> ・H17及びH18の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に一連のものとして実施する。 ・母子家庭の母等に対する職業訓練に関する実績目標については、H18から評価を実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画がH17で終了					

3-VI 勤労青少年が有為な社会人、職業人として成長しその責任を果たすように支援すること

＜実績目標＞

- ・勤労青少年福祉対策として勤労青少年指導者等の育成・能力の向上のための施策を推進すること

【評価指標：勤労青少年ホーム指導員講習会修了者数、勤労青少年ホーム館長、指導員相談事例研修会参加者数、勤労青少年指導者実務能力向上研修修了者数】

- ・ワーキング・ホリデー制度利用者に対する支援を行うこと

【評価指標：ワーキング・ホリデー協会利用者による評価（アンケート調査等）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	モニ 15	総合 モニ 16	総合 実績 17	<ul style="list-style-type: none"> ・H17及びH18の総合評価は、次期勤労青少年福祉対策基本方針の策定の際に一連のものとして実施する。 ・勤労青少年指導者等に対する講習会及び研修会はH15年度末に終了してい
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次勤労青少年福祉対策基本方針がH17で終了					

るところ。よって、H18実績評価はワーキングホリデー制度利用者に対する支援を中心に評価する。

3-Ⅶ 国際化に対応した職業能力開発を推進すること

＜実績目標＞

・企業において国際的な事業展開を担う人材の育成を支援すること

【評価指標：指導者養成事業による派遣者数、シルバーコンサルタント派遣件数、ホームページアクセス件数、国際情報センター入館者数、国際情報センター貸出冊数、相談援助件数、グローバル人材育成支援国内セミナー参加者数、海外セミナー参加者数、海外コンサルティング件数、海外派遣研修受講者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	モニ 15	総合 モニ 16	総合 13-17 実績 17	<ul style="list-style-type: none"> ・H17及びH18の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に一連のものとして実施する。 ・海外セミナー参加者数、海外コンサルティング件数、海外派遣研修受講者数の評価指標については、H17から評価を実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・第7次職業能力開発基本計画がH17で終了					

施策目標4 技能の振興及びものづくり労働者の職業能力開発を推進すること

4-I ものづくり振興に係る環境を整備すること

＜実績目標＞

・表彰の実施や技能競技大会等を開催することにより技能尊重気運の醸成を図ること

【評価指標：卓越技能者表彰の推薦者数と被表彰者数、技能五輪全国大会の参加者数、観客数、技能グランプリの参加者数、観客数】

・高度熟練技能者等の活用・促進を図ること

【評価指標：ものづくり教育・学習に係る技能者の活用人日】

・ものづくり技能の魅力を啓発し、ものづくりに親しむ社会の形成を図ること

【評価指標：シンポジウム・フォーラムの開催数、技能五輪国際大会の金メダリスト等による実演実施数、ものづくり体験教室の開催数、企業の工場・訓練校を対象にした講習会の開催数、高度熟練技能者の派遣人日、ものづくり技能競技大会の参加選手数、選手強化訓練人日、ホームページのアクセス件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	モニ 15	総合 モニ 16	総合 13-17 実績 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ H17 及び H18 の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に一連のものとして実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7次職業能力開発基本計画が H17 で終了 					

4-Ⅱ 高度熟練技能の維持・継承を図ること

＜実績目標＞

・ 高度熟練技能者の活用・促進を図ること（再掲）

【評価指標：高度熟練技能者選定数、高度熟練技能者活用促進事業についてのホームページアクセス件数、高度熟練技能者の活用日数】

・ 地域人材育成総合プロジェクト事業を通じて、企業活動を支える高度な知識、技術、技能等を有する技能労働者の育成を推進すること

【評価指標：指定地域における事業実績】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	モニ 15	総合 モニ 16	総合 13-17	<ul style="list-style-type: none"> ・ H17 及び H18 の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に一連のものとして実施する。 ・ 地域人材育成総合プロジェクト事業については H15 年度で終了。また、「高度熟練技能者の活用・促進を図ること」については、4-I で H18 実績評価を行う。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7次職業能力開発基本計画が H17 で終了 					

基本目標 6 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標 1 働く女性が性別により差別されことなく能力を十分に発揮できる雇用環境を整備すること

1-I 制度的・実質的に職場において男女均等取扱いが徹底されること

<実績目標>

- ・企業において、男女均等取扱いを確保するとともにポジティブ・アクションの取組を促進すること

【評価指標：雇用均等室における是正指導の実施件数、個別紛争解決の援助の実施件数、企業におけるポジティブ・アクションに取り組む企業割合、ポジティブ・アクション普及促進セミナー参加者数、女性と仕事の未来館への来館者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	総合 モニ 16	総合 モニ 17	・男女雇用機会均等対策の一部見直しに向けての検討（H17） ・男女雇用機会均等対策の一部見直しのフォローアップに向けての検討（H18）
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1-II 職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策が徹底されていること

<実績目標>

- ・セクシュアルハラスメント防止対策を推進すること

【評価指標：雇用均等室における是正指導の実施件数、セクシュアルハラスメント防止実践講習参加者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標 2 多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

2-I パートタイム労働を魅力ある就業形態とすること

<実績目標>

- ・パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けた事業主の取組を促進し、短時間雇用管理者の選任数が前年度を上回ること

【評価指標：短時間雇用管理者の選任数、パートタイム労働法の周知のための説明会等開催件数及び参加者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2-Ⅱ 在宅ワークを魅力ある就業形態とすること

<実績目標>

- ・在宅ワークの健全な発展に向けて、ガイドラインの周知・啓発、能力開発等の情報提供を図り、在宅ワーカースキルアップシステムのアクセス件数が前年度を上回ること

【評価指標：在宅ワーカースキルアップシステム・自己PRシート等のアクセス件数、在宅ワーカー等からの相談件数、各種セミナーの受講者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標3 働きながら子どもを産み育てることなどを容易にする雇用環境を整備すること

と

3-Ⅰ 育児・介護休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境を整備すること

<実績目標>

- ・育児・介護休業を取りたい人が全て休業を取得できるようにすること(取得率が現状を上回ること)

【評価指標：男女の育児休業取得率】

- ・育児・介護休業制度を定着させること

【評価指標：育児・介護休業制度を規定している事業所の割合】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	モニ 15	実績 16	モニ 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

3-II 育児・介護をしながら働き続けやすい環境を整備すること

<実績目標>

- ・ファミリー・サポート・センターの設置か所数を平成21年度までに710か所にすること

【評価指標：ファミリー・サポート・センターの設置ヶ所数(平成16年度 368か所)】

- ・小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置を普及させること

【評価指標：勤務時間短縮等の措置を規定している事業所の割合】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	モニ 15	実績 12-16	モニ 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標4 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスを提供すること

4-I 多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること

<実績目標>

- ・延長保育実施ヶ所を平成21年度までに16,200ヶ所にすること

【評価指標：延長保育実施ヶ所(平成16年度12,783ヶ所)】

- ・休日保育実施ヶ所を平成21年度までに2,200ヶ所にすること

【評価指標：休日保育実施ヶ所(平成16年度666ヶ所)】

- ・乳幼児健康支援一時預かり事業の実施数を平成21年度までに1,500か所にすること

【評価指標：乳幼児健康支援一時預かり事業実施か所数(平成16年度507ヶ所)】

- ・一時・特定保育実施ヶ所を平成21年度までに9,500ヶ所にすること

【評価指標：一時・特定保育実施ヶ所(平成16年度5,935ヶ所)】

- ・地域子育て支援センターを平成21年度までに4,400ヶ所にすること

【評価指標：地域子育て支援センター(平成16年度2,783ヶ所)】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	モニ 15	実績 12-16	モニ 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標5 子どもが健全に育成される社会を実現すること

5-I 地域における子育て支援の充実を図り、子育て家庭を支援すること

<実績目標>

- ・乳幼児などをもつ親の子育てへの負担感や育児不安の解消及び子どもの健全な育成を図るため、つどいの広場の設置を進めること（平成21年度までに1,600か所）

【評価指標：つどいの広場設置数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
—	実績 14	実績 15	実績 16	モニ 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

5-II 放課後児童の適切な遊び及び生活の場を確保すること

<実績目標>

- ・放課後児童クラブを平成21年度までに17,500か所にすること

【評価指標：放課後児童クラブ（平成16年度 15,134ヶ所）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	モニ 15	実績 12-16	モニ 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

5-III 子育て家庭の生活の安定を図ること

<実績目標>

- ・児童手当制度の適正な運営を図ること

【評価指標：児童手当支給件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	モニ	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・児童手当法の一部を改正する法律（平成16年法律第108号）					

施策目標6 児童虐待や配偶者による暴力を防止すること

6-I 虐待を受けた子ども等への支援を図ること

<実績目標>

- ・児童相談所及び市町村における虐待に関する相談処理件数を減少させること

【評価指標：児童相談所及び市町村における虐待に関する相談処理件数、児童相談所の設置数、児童相談所における児童福祉司の数、育児支援家庭訪問事業の実施か所数】

- ・要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）を平成21年度までに全市町村に設置すること

【評価指標：要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置数（平成16年度 1, 243市町村）】

- ・虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること

【評価指標：心理療法担当職員を配置する児童養護施設数、児童家庭支援センターの設置数、情緒障害児短期治療施設の施設数、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数、児童養護施設・乳児院・里親に措置された児童のうち里親への委託率、専門里親登録総数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	総合	実績	実績	実績	
13	-14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第30号）附則第2条の規定により、法律の施行（平成16年10月1日）後3年以内に検討が加えられることとなっている。					

6-II 配偶者からの暴力の被害者の適切な保護・支援を図ること

<実績目標>

・配偶者による暴力の早期発見・早期対応のための体制を整備すること

【評価指標：婦人相談所等の職員の専門職員研修の実施状況、婦人相談所の配偶者による暴力に関する相談処理件数、関係機関相互の連携・調整のためのネットワークの整備状況】

・被害者の保護・支援のための体制を整備すること

【評価指標：心理療法担当職員を配置する母子生活支援施設及び婦人保護施設数、一時保護件数（一時保護委託を含む。）、一時保護委託施設数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）は平成16年に改正され、改正法附則第3条の規定により改正法施行後3年を目途に検討が加えられることとなっている。					

施策目標7 親子ともに健康な生活を確保すること

7-I 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進を図ること

<実績目標>

・10代の人工妊娠中絶実施率を減少させること

【評価指標：10代の人工妊娠中絶実施率（平成12年（人口千人対）12.1）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	モニ 15	実績 12-16	モニ 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

7-II 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援を図ること

<実績目標>

・平成12年における妊産婦死亡率を平成22年までに半減させること

【評価指標：妊産婦死亡率（平成12年（出生10万人対）6.6）】

・周産期医療ネットワークを平成19年度までに47都道府県に設置すること

【評価指標：周産期医療ネットワーク（平成16年度 28都府県）】

- ・不妊専門相談センターを平成21年度までに95都道府県市に設置すること

【評価指標：不妊専門相談センター（平成16年度 51都道府県市）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モニ	モニ	実績	モニ	
13	14	15	12-16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

7-III 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備を図ること

<実績目標>

- ・乳児死亡率の世界最高水準を維持すること

【評価指標：乳児死亡率（平成12年（出生千人対）3.2）】

- ・平成12年における幼児（1～4歳）死亡率を平成22年までに半減させること

【評価指標：幼児（1～4歳）死亡率（平成12年（人口10万人対）30.6）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モニ	モニ	実績	モニ	
13	14	15	12-16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

7-IV 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減を図ること

<実績目標>

- ・子育てに自信が持てない親の割合を減少させること

【評価指標：子育てに自信が持てない親の割合（平成12年度幼児健康度調査 27.4%（社団法人日本小児保健協会）】

- ・育児に参加する父親の割合を増加させること

【評価指標：育児に参加する父親の割合（平成12年度幼児健康度調査 37.4%（社団法人日本小児保健協会）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	

実績 13	モニ 14	モニ 15	実績 12-16	モニ 17
当該政策の見直しに関する法令条項、計画				

施策目標 8 総合的な母子家庭等の自立を図ること

8-I 母子家庭の生活の安定を図ること

<実績目標>

- ・ 児童扶養手当制度の適正な運営を図ること

【評価指標：児童扶養手当支給件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

8-II 母子家庭の母等の自立のための就業支援を図ること

<実績目標>

- ・ 母子家庭の母等の就業を促進すること

【評価指標：母子家庭等就業・自立支援センターの講習会受講者数、母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業相談件数、母子家庭就業・自立支援センター事業における就業者数（延べ人数）、高等技能訓練促進費事業による資格取得者数、母子自立支援プログラム策定件数、母子自立支援プログラムによる就業者数（延べ人数）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
—	—	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

基本目標 7 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策目標 1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供すること

1-I 生活困窮者の自立を適切に助長すること

<実績目標>

- ・自立支援プログラムの参加者数等が前年度を上回ること

【評価指標：自立支援プログラムの参加者数、自立支援プログラムの目標達成者数、個別自立支援プログラムのプログラム数】

【参考指標：被保護者数】

- ・生活保護を受給している長期入院患者が居宅又は施設へ移行すること

【評価指標：長期入院患者のうち居宅又は施設へ移行した者の割合】

【参考指標：被保護者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1-II 災害に際し応急的に必要な救助を行うこと

<実績目標>

- ・迅速に、応急救助を実施すること

【評価指標：被害発生から避難所設置までの時間】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標 2 地域福祉の増進を図ること

2-I ボランティア活動等住民参加による地域福祉活動を促進し、地域福祉を推進すること

<実績目標>

- ・地域福祉活動（ボランティア活動等）に参加する住民を前年度より着実に

増やすこと

【評価指標：ボランティアセンターにおいて把握しているボランティア数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2-II ホームレスの自立を促進すること

<実績目標>

- ・ホームレス自立支援センターにおける支援により、ホームレスの自立を促進すること

【評価指標：ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標3 社会福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること

3-I 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進することにより、より質の高い福祉サービスの提供がなされる基盤を整備すること

<実績目標>

- ・社会福祉士及び介護福祉士の着実な養成を図り、登録者数が前年度を上回ること

【評価指標：社会福祉士登録者数、介護福祉士登録者数、社会福祉施設に従事する介護職員に占める介護福祉士の割合】

- ・社会福祉事業従事者に対する福利厚生の充実を図り、福利厚生センターの加入者数が前年度を上回ること

【評価指標：福利厚生センター加入者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	

実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17
当該政策の見直しに関する法令条項、計画				

3-Ⅱ 利用者の選択を可能にするための情報提供や判断能力が不十分な者に対する援助を行うことにより、福祉サービスの利用者の保護を図ること

<実績目標>

- ・福祉サービスに関する苦情解決等を行う「運営適正化委員会」の運営を支援すること

【評価指標：苦情受付件数に占める解決件数の割合】

- ・福祉サービスの第三者評価の普及を図り、受審件数が前年度を上回ること

【評価指標：第三者評価の受審件数（第三者評価の定着後に調査を実施）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標4 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること

4-I 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと

<実績目標>

- ・戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと

【評価指標：援護年金の額、援護年金受給者数、戦傷病者手帳の交付人数、特別弔慰金及び各種特別給付金の請求期間満了から1年以内に処理した割合】

- ・戦没者遺族の援護施策の一環として、戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えること

【評価指標：昭和館の年間入場者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	

当該政策の見直しに関する法令条項、計画	

4-Ⅱ 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰謝すること

<実績目標>

- ・戦没者の遺骨の収集及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うこと

【評価指標：収集した遺骨数、DNA鑑定による遺族への遺骨返還数】

- ・旧主要戦域等において、慰霊巡拝、慰霊碑の建立等を適切に行うこと

【評価指標：慰霊巡拝の実施（地域）数、慰霊友好親善事業の実施（地域）数、小規模慰霊碑建立数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

4-Ⅲ 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること

<実績目標>

- ・中国残留邦人等の円滑な帰国を促進すること

【評価指標：中国残留邦人等帰国者数】

- ・永住帰国者の自立を支援すること

【評価指標：自立指導員派遣回数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

4-Ⅳ 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること

<実績目標>

- ・旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管すること

【評価指標：平成18年度末までにロシア政府の保有する抑留者名簿を受け取り、データベース化する。平成22年度末までに重要又は使用頻度の高い人事記録をデータベース化する。】

・恩給請求書の進達を3ヶ月以内に適切に行うこと

【評価指標：恩給請求書について、3ヶ月以内に進達した割合（書類不備等による返戻分を除く）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

基本目標 8 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策目標 1 障害者の住まいや働く場ないし活動の場を整備すること

1-I 障害者の住まいや活動の場を整備すること

＜実績目標＞

- ・平成19年度末までにグループホームを約30,400人分整備すること
【評価指標：グループホームの整備量】
- ・平成19年度末まで福祉ホームを約5,200人分整備すること
【評価指標：福祉ホームの整備量】
- ・平成19年度末までに授産施設を約73,700人分整備すること
【評価指標：授産施設の整備量】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1-II 障害者の雇用を促進すること（基本目標4施策目標3-IIを参照）

施策目標 2 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備すること

2-I 地域における療育システムや社会復帰支援、相談支援体制を整備すること

＜実績目標＞

- ・平成19年度末までに精神障害者地域生活支援センターを約470か所整備すること
【評価指標：精神障害者地域生活支援センターの設置箇所数】
- ・平成19年度末までに障害児通園事業を約11,000人分整備すること
【評価指標：障害児通園事業の整備量】
- ・平成19年度末までに重症心身障害児（者）等の通園事業を約280ヶ所整備すること
【評価指標：重症心身障害児（者）の通園事業の整備量】
- ・平成19年度末までに精神障害者生活訓練施設を約6千人分整備すること
【評価指標：精神障害者生活訓練施設の整備量（人分）】
- ・精神障害者の長期入院を是正すること
【評価指標：平均在院日数、10年以上長期入院患者率】
- ・精神保健福祉士の着実な養成を図ること
【評価指標：精神保健福祉士登録者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	モニ 15 総合	モニ 16 総合 -17	モニ 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					<ul style="list-style-type: none"> ・H16及びH17の総合評価は、精神保健福祉に関する施策について一連のものとして実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）附則第4条の規定 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第65号）附則第6条の規定（H17目処に見直し） 					

2-II 施設・在宅両面にわたる介護等のサービスが適切に提供される体制を整備すること

<実績目標>

- ・平成19年度末までにホームヘルパーを約6万人、デイサービスセンターを約1,600ヶ所、ショートステイを約5,600人分整備すること

【評価指標：ホームヘルパーの確保人数、デイサービスセンターの設置箇所数、ショートステイの整備量（人分）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標3 障害者の自己実現や社会参加を通じた生活の質の向上を進めること

3-I 障害者が必要とする情報や福祉用具等を十分に入手できる体制を整備すること

<実績目標>

- ・字幕や手話入りビデオテープ等の普及を推進すること

【評価指標：字幕や手話入りビデオテープの製作数】

- ・点字図書等（声の図書、デジタル録音図書）の普及を推進すること

【評価指標：点字図書等の発行数、貸出数】

- ・障害者情報ネットワーク（ノーマネット）等の普及及びそれを利用した情

報提供の充実を図ること

【評価指標：障害者情報ネットワーク（ノーマネット）のアクセス数】

- ・手話通訳等の普及を継続的に推進し前年と同程度の手話通訳者等の養成を図ること

【評価指標：手話通訳者等の養成研修者数】

- ・利便性に優れ、実用性の高い福祉用具の着実な開発及びこれに資するための実践的な研究を推進すること

【評価指標：国立身体障害者リハビリテーションセンターにおける研究件数、財団法人テクノエイド協会を通じた研究開発助成件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

3-II 障害者の雇用を促進すること（基本目標4施策目標3-IIを参照）

3-III 障害者のスポーツ、芸術・文化活動を支援すること

<実績目標>

- ・障害者スポーツ大会の開催や指導者養成による障害者スポーツの普及を推進すること

【評価指標：障害者スポーツ指導者養成数、全国規模の障害者スポーツ大会開催数、ブロック単位の障害者スポーツ大会開催数】

- ・障害者の芸術・文化活動の振興を図り、前年度を上回る自治体で実施すること

【評価指標：「障害者の明るいくらし」促進事業・障害者社会参加総合推進事業等の実施自治体数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

基本目標 9 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策目標 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

1-I 持続可能な公的年金制度を構築すること

＜実績目標＞

- ・国民年金及び厚生年金保険について、給付と負担の均衡を適切に保つとともに、積立金の適切な管理・運用等を図ること

【評価指標：マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）、財政再計算との乖離状況（積立金）、年度末における各資産の構成割合と移行ポートフォリオの乖離幅、運用実績】

- ・国際化の進展への対応を図ること

【評価指標：社会保障協定の締結状況】

- ・公的年金制度について年金数理的観点等から検証すること

【評価指標：公的年金各制度の保険料率、平均年金月額、財政指標（年金扶養比率等）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	総合 16 実績 15	実績 16	実績 17	<ul style="list-style-type: none"> ・H16の総合評価は、公的年金の財政再計算に併せて実施。 ・厚生年金と共済年金の一元化及び基礎年金の国庫負担割合に関する検討状況に留意する。 ・国民年金の未納・未加入対策など社会保険庁の実績評価については、実施庁評価として行う。 ・積立金の管理・運用を行う年金資金運用基金は平成18年度に独立行政法人化するため、平成18年度に実施する平成17年度実績の評価までは国の政策評価としてこれを行い、平成19年度に実施する平成18年度実績の評価からは独立行政法人の業務実績評価によるものとする。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1-Ⅱ 公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の適正な運営を図ること
 <実績目標>

・厚生年金基金の健全な運営を確保すること

【評価指標：厚生年金基金の設立数、加入員数、代行返上した基金数、解散した基金数（うち特例解散した基金数）、積立水準の推移、財政再計算又は財政検証の結果について行った指導件数】

・確定給付企業年金、確定拠出年金及び国民年金基金の普及の促進を図ること

【評価指標：確定給付企業年金の実施件数、確定拠出年金（企業型）の実施件数、加入者数、確定拠出年金（個人型）の加入者数、国民年金基金の設立数、加入員数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標2 高齢者の雇用就業を促進すること（基本目標4 施策目標3-Iを参照）

施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいがづくりを推進するとともに、生活支援を推進すること

3-I 高齢者の介護予防、健康づくり・生きがいがづくり及び社会参加の支援を推進すること

<実績目標>

・介護予防事業を推進し、実施市町村率が前年度を上回ること

【評価指標：介護予防事業の実施市町村率（各メニューごと）】

・老人保健事業を推進し、基本健康診査の受診率が前年度を上回ること

【評価指標：個別健康教育（4種類）の実施延べ人員数、実施市町村数（種類ごと）、基本健康診査の受診率】

・高齢者の社会参加・生きがいがづくりの支援を推進し、当該推進事業の実施市町村率が前年度を上回ること

【評価指標：高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施市町村率、老人クラブ活動等事業の老人クラブ数、加入者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モニ	実績	実績	モニ	・H16の実績評価は、老人保健事業を中心に実施 ・H17の実績評価は、介護
12-13	14	12-15	15-16	17	

当該政策の見直しに関する法令条項、計画	予防事業を中心に実施
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業については、ゴールドプラン21がH16で終了。 ・老人保健事業第4次計画は、H16で終了。 	

3-II 高齢者の生活支援を推進すること

<実績目標>

- ・高齢者の生活支援事業を推進し、実施市町村率が前年度を上回ること

【評価指標：生活支援事業の実施市町村率（各メニューごと）】

- ・生活支援のための施設の整備を図ること

【評価指標：生活支援ハウスの箇所数、ケアハウスの入所定員数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 12-13	モニ 14	モニ 15	実績 14-16	モニ 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> ・ゴールドプラン21がH16で終了。 					

施策目標4 介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること

4-I 介護保険制度の適切な運営を図ること

<実績目標>

- ・介護保険の円滑な実施を図ること

【評価指標：介護サービスの利用者数、介護サービスの給付額、認定結果に対する不服審査請求率、介護保険料の収納率、介護保険広域化市町村数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	総合 モニ 15	総合 モニ 16	モニ 17	<ul style="list-style-type: none"> ・H16及びH17の総合評価は一連のものとして実施。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法（平成9年法律第123号）附則第2条の規定（法施行（H12）後5年目処見直し）により、第162回通常国会に介護保険法等の一部を改正する法律案提出 					

4-Ⅱ 質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

＜実績目標＞

・必要な介護サービス量の確保を図ること

【評価指標：介護サービスの提供量（訪問看護員・訪問看護ステーション・通所介護、短期リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・認知症高齢者グループホーム・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・ケアハウス・生活支援ハウス）、指定事業所数（訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・認知症対応型生活介護・特定施設入所者生活介護・居宅療養管理指導・福祉用具貸与・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設）、訪問介護員養成研修の修了者数、介護支援専門員実務研修の修了者数、離島等サービス確保対策事業の実施都道府県数】

・介護サービスの質の向上を図るため、各種研修修了者数が前年度を上回ること

【評価指標：介護支援専門員現任研修修了者数、介護相談員養成研修修了者数】

・認知症高齢者支援対策を推進すること

【評価指標：指導者・実務者研修の受講者数、認知症高齢者グループホームの箇所数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 12-13	モニ 14	モニ 15	実績 14-16	モニ 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・ゴールドプラン21がH16で終了。					

基本目標 10 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策目標 1 国際機関の活動に対し協力すること

1-I 国際労働機関が行う技術協力に対し積極的に協力すること

<実績目標>

- ・ILO が実施する技術協力プロジェクトへの財政支援を通じ、開発途上国における性差問題を考慮した雇用開発、女性の就業・雇用機会の拡大に貢献すること

【評価指標：プロジェクトの対象人数、プロジェクト参画者からの事業評価】

- ・開発途上国の労働基準の向上のためのセミナー等を通じて、健全な労働環境の整備に貢献すること

【評価指標：参加者数、参加者等からの事業評価】

- ・アジア太平洋地域技能開発計画（APSDPEP）への協力を通じて、アジア太平洋地域の職業能力開発の向上に貢献すること

【評価指標：APSDPEP活動数（セミナー、会議等の件数）、支援事業の参加者数、支援事業の参加国数、支援事業の参加者満足度】

- ・技術協力に携わる日本人専門家を育成すること

【評価指標：対象者数、配属先責任者の評価】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1-II APECの人材養成分野の活動に対し協力すること

<実績目標>

- ・APECの人材養成分野での協力を通じて、アジア太平洋地域の職業能力開発の向上に貢献すること

【評価指標：APEC人材養成技能研修修了者数、IT技能研修修了者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モニ	モニ	総合	総合	・H16及びH17の総合評価は、次期職業能力開発基本計画の策定の際に一連のものとして実施。
13	14	15	モニ 16	13-17 実績 17	

当該政策の見直しに関する法令条項、計画	
・ 第7次職業能力開発基本計画が H17 に終了	

施策目標2 国際協力の促進により国際社会へ貢献すること

└ 2-I 労働分野における人材育成のための技術協力を推進すること

<実績目標>

- ・ 開発途上国の健全な労使関係の構築に貢献する人材を育成すること

【評価指標：開発途上国人事・労務管理者育成事業 研修参加者数、研修参加者からの事業評価】

- ・ 開発途上国において職業訓練指導を担う者を養成すること

【評価指標：外国人留学生受入事業における外国人留学生の受入人数、帰国留学生の就職状況】

- ・ 開発途上国の労働者等の受入れを通して、開発途上国への技術移転を推進すること

【評価指標：国際技能開発計画における受入人数、国際技能開発計画における帰国研修生の復職、就職、待遇、昇進状況、外国人研修指導・援助事業における中小企業に対する日本語教育における支援研修生人数、技能実習制度推進事業におけるセミナー参加者数、指導書等の作成数、技能評価システム移転促進事業における研修生受入人数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

基本目標 1 1 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策目標 1 国立試験研究機関等の体制を整備すること

1-I 国立試験研究機関等における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること

<実績目標>

- ・評価過程の継続的实施を図ること

【評価指標：各機関における評価委員会開催回数】

- ・機関全体の定期的（少なくとも3年に1度）な評価の実施の確保を図ること

【評価指標：機関全体の評価を実施した機関数】

- ・評価結果等のできるだけ具体的な内容の公表を推進すること

【評価指標：評価結果の公表等を行った機関数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	モニ 15	モニ 16	実績 15-17	・次回は平成18年度に実績評価を実施する。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1-II 時代に合った研究機関の再編整備を行うこと

<実績目標>

- ・国立試験研究機関の再構築を推進することし、かつ、メディカル・フロンティア戦略を推進すること

【評価指標：医薬基盤技術研究施設の設置】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	モニ 15	モニ 16	実績 13-17	・医薬基盤技術研究施設は平成16年度から運用開始予定。（平成15年度評価実施） ・メディカル・フロンティア戦略の期間は5カ年。（平成18年度評価実施）
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標 2 研究を支援する体制を整備すること

2-I 厚生労働科学研究費補助金の適正かつ効果的な実施を確保すること

<実績目標>

- ・競争的資金による研究を推進すること

【評価指標：競争的資金の助成件数及び額】

- ・研究交流や共同研究の活性化を図ること

【評価指標：厚生労働科学研究推進事業（若手研究者育成活用事業など）による海外派遣人数・受入人数】

- ・厚生労働科学研究成果に関するデータベースを整備すること

【評価指標：データベース搭載件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	モニ 15	実績 16	実績 -17	・厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針に基づき平成15年度に評価を実施。次回は平成17年以降に実施。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標3 研究の適正実施のための倫理面の整備を行うこと

└ 3-I 倫理指針の適正な運用を確保すること

<実績目標>

- ・倫理指針の適正な運用を確保すること

【評価指標：厚生労働科学研究費補助金における研究に関係する指針遵守の条件違反による交付決定取消件数、遺伝子治療臨床研究に関する指針の違反に対する文書指摘件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	モニ 15	モニ 16	実績 17	・指針は5年を目途に見直しを検討することとされている。よって、ヒトゲノム・遺伝子治療臨床研究については、H14とH18に実績評価を行う。疫学研究については、H15に実績評価を行う。
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

基本目標 1 2 国民生活の利便性の向上に関わる I T 化を推進すること

施策目標 1 厚生労働省電子政府構築計画等を推進すること

＜実績目標＞

- ・国民の利便性・サービスの向上を図り、申請・届出等手続等のオンライン申請利用件数が前年度を上回ること

【評価指標：申請・届出等手続等のオンライン化実施手続数、申請・届出等手続等のオンライン申請利用件数】

評価予定					備考
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
実績 13	モニ 14	実績 -15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標 1 の外、基本目標 1 2 関連として施策体系に記載されている目標

- ・基本目標 1 施策目標 3 - I
 - ＜実績目標＞・医療の I T 化を推進すること
- 施策目標 1 1 - I
 - ＜実績目標＞・審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること
- ・基本目標 4 施策目標 1 - I
 - ＜実績目標＞・求人情報、労働市場情報等の提供を図ること
- 施策目標 1 - III
 - ＜実績目標＞・しごと情報ネットにより求人情報等へのアクセスの円滑化を図ること
- 施策目標 2 - IV
 - ＜実績目標＞・求人情報、労働市場情報等の提供を図ること
 - ・しごと情報ネットにより求人情報等へのアクセスの円滑化を図ること
- ・基本目標 5 施策目標 2 - I
 - ＜実績目標＞・I T 公共職業訓練の実施、能力水準に応じた I T に係る職業能力習得の支援、先導的な教育訓練コース・システムの開発など、I T 化に対応した総合的な職業能力開発施策の推進を図ること
 - ・情報関連人材育成事業推進助成金等を通して、情報処理に関する専門的な知識及び技能に係る職業能力開発

を推進すること

・基本目標 8 施策目標 3-I

＜実績目標＞・障害者情報ネットワーク（ノーマネット）等の普及及びそれを利用した情報提供の充実を図ること

※ 平成18年度においては、基本目標12関連として、医療・健康・介護・福祉分野の情報化について、総合評価方式による事後評価を実施する。